

R7.2月

経営事項審査 申請の手引

(大分県知事許可業者用)

申請前に書類の不備・不足がないかご確認ください。
申請受理後は、原則、申請内容の変更はできません

※**虚偽申請**を行った場合、建設業法第28条の規定に基づき**監督処分**の対象となるほか、**6月以下の懲役または100万円以下の罰金**が科せられる場合があります。

また、入札参加している国又は地方公共団体等の判断により、**抹消・指名停止等**になります。

大分県土木建築部

【お知らせ】

原則、国土交通省の「建設業許可・経営事項審査電子申請システム(JCIP)」で申請してください。

※インターネット環境の整っていない方は、必要書類を揃えて、大分県庁土木建築企画課建設業指導班に**書留郵便又はレターパック**で郵送してください。



目 次

1	経営事項審査制度の概要・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	申請に必要な提出書類・・・・・・・・・・・・・・・・	3
3	申請書の記入方法	
	（１）経営規模等評価申請書・総合評定値請求書（20001帳票）の記入例・・・・・・・・	8
	（２）工事種類別完成工事高・工事種類別元請完成工事高（20002帳票）の記入例・・・・・・・・	14
	（３）その他の審査項目（社会性等）（20004帳票）の記入例・・・・・・・・	19
	（４）技術職員名簿の記入例・・・・・・・・	24
	（５）工事経歴書の記入例と記入方法・・・・・・・・	32
	（６）税務経理の適正を確認した旨の書類の記入例・・・・・・・・	41
	（７）建設機械保有状況内訳書の記入例・・・・・・・・	47
	（８）継続雇用制度の適用を受けている技術職員名簿の記入例・・・・・・・・	48
	（９）CPD単位を取得した技術者名簿の記入例・・・・・・・・	49
	（１０）技能者名簿の記入例・・・・・・・・	51
	（１１）とび・土工・コンクリート工事及び塗装工事分類表記入例・・・・・・・・	52
4	国・地方公共団体以外で公共工事と取り扱う発注機関・・・・・・・・	53

1. 経営事項審査制度の概要

(1) 経営事項審査とは

公共工事を請け負おうとする建設業許可業者に義務付けられた審査(建設業法第27条の23)。公共工事各発注機関は、競争入札に参加しようとする建設業者の資格審査を行います。経営事項審査の結果を利用しますので、入札参加を希望する建設業者は必ず経営事項審査を受ける必要があります。

(2) 審査基準日と審査対象事業年度

原則として申請をする日の直前の事業年度の終了日(直前の決算日)が審査基準日となります。また、申請日の属する事業年度開始日の直前1年(12か月)を審査対象事業年度といいます。

(例)令和6年3月31日が決算日の法人が、同年7月に経営事項審査を申請する場合

- ・審査基準日:令和6年3月31日
- ・審査対象事業年度:令和5年4月1日から令和6年3月31日

(3) 有効期間(公共工事を直接請け負うことができる期間) 審査基準日から1年7か月間

公共工事を受注する場合、請負契約締結日時点で有効な結果通知書が交付されている必要があります。毎年受注しようとする場合、有効期限切れをしないよう毎年決算後速やかに受審してください。

例)令和6年3月31日が決算日の法人の場合 → 令和7年10月31日に有効期限切れ

(4) 経営事項審査の仕組み

経営状況分析及び経営規模等評価を基に「総合評定値」を算定(該当する業種の建設業の許可が必要)

審査の名称	審査内容	審査機関
経営状況分析	経営状況	登録経営状況分析機関
経営規模等評価	経営規模、技術力、社会性等	大分県

(5) 申請手順

- ①経営状況分析の受審と結果の受領…各登録経営状況分析機関にお問い合わせください
- ②経営規模評価等の受審と結果の受領…大分県に経営規模等評価を申請及び総合評定値を請求

(6) 申請方法(紙申請による場合)

入札等を参加希望の場合、経営規模等評価結果通知書と総合評定値通知の発行を申請してください。申請書は信書に該当するため、書留もしくはレターパックで、郵便物の追跡ができる方法で「大分県庁 土木建築企画課 建設業指導班」に郵送してください。

※令和7年度までは、管轄の土木事務所でも受付けます。

(7) 申請手順・申請方法(電子申請システムによる場合)

申請には、デジタル庁が提供するGビズIDを事前に取得する必要があります。

GビズIDの申請方法は以下のホームページをご確認ください。

<https://gbiz-id.go.jp/top/>

○操作方法は、以下の国土交通省ホームページをご確認ください。

https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/tochi_fudousan_kensetsugyo_const_tk1_000001_00019.html

申請・届出等、操作のお問い合わせは、下記ヘルプデスク宛にご連絡ください。

JCIP ヘルプデスク(受付時間： 平日 9:00～17:00)

TEL:0570-033-730

(8)申請できる方

経営事項審査の申請ができる方は次の方です。

- ① 個人事業主 → 申請者本人
- ② 法人 → 当該法人の代表者
- ③ 委任を受けた行政書士

※代理は、法律で行政書士に限られています。委任状を添付し、申請者欄に申請者名と代理人の住所・氏名を併記してください。

※委任状の提出がない場合は、不備の連絡・審査手数料の返還等は、すべて申請者に対して行います。また、行政書士法の規定により、他の法律に別段の定めがある場合を除き、行政書士以外の者が官公署に提出する書類(電子申請を含む)を作成すること(報酬を得て、業とすること)はできません。

(9)申請手数料

経営規模等評価及び総合評定値の申請手数料は、次のとおりです。

単位：円

申請業種	経営規模等評価	総合評定値	手数料の計	申請業種	経営規模等評価	総合評定値	手数料の計
1 業種	10, 400	600	11, 000	16 業種	44, 900	3, 600	48, 500
2 業種	12, 700	800	13, 500	17 業種	47, 200	3, 800	51, 000
3 業種	15, 000	1, 000	16, 000	18 業種	49, 500	4, 000	53, 500
4 業種	17, 300	1, 200	18, 500	19 業種	51, 800	4, 200	56, 000
5 業種	19, 600	1, 400	21, 000	20 業種	54, 100	4, 400	58, 500
6 業種	21, 900	1, 600	23, 500	21 業種	56, 400	4, 600	61, 000
7 業種	24, 200	1, 800	26, 000	22 業種	58, 700	4, 800	63, 500
8 業種	26, 500	2, 000	28, 500	23 業種	61, 000	5, 000	66, 000
9 業種	28, 800	2, 200	31, 000	24 業種	63, 300	5, 200	68, 500
10 業種	31, 100	2, 400	33, 500	25 業種	65, 600	5, 400	71, 000
11 業種	33, 400	2, 600	36, 000	26 業種	67, 900	5, 600	73, 500
12 業種	35, 700	2, 800	38, 500	27 業種	70, 200	5, 800	76, 000
13 業種	38, 000	3, 000	41, 000	28 業種	72, 500	6, 000	78, 500
14 業種	40, 300	3, 200	43, 500	29 業種	74, 800	6, 200	81, 000
15 業種	42, 600	3, 400	46, 000				

※手数料の算定方法

経営規模等評価手数料→1 申請当たり 8, 100 円 総合評定値通知手数料→1 申請当たり 400円
1 業種当たり 2, 300 円 1 業種当たり 200円

【注意事項】

・大分県が受けた申請について、その受付後に発覚した事由によって結果通知書が発行できなくなった場合や、その後、結果通知書が不要となった場合も、申請手数料の返還はできません。

(10)審査手数料の納付方法

1. 紙による申請の場合

① 大分県収入証紙による納付

「大分県証紙売りさばき所(土木事務所等)」で証紙を購入してください。「審査手数料貼付用紙」に貼付して、申請書と一緒に提出してください。

② キャッシュレス決済

各土木事務所でお支払いいただけます。「審査手数料貼付用紙」に許可番号・申請者・申請手数料を記入の上、申請書と一緒に提出してください。

※使用可能な決済ブランドは大分県庁ホームページに掲載しています

<https://www.pref.oita.jp/soshiki/14250/koukinshuunoukyasshuresu.html>

2. 電子申請システムによる

(7)の国土交通用のホームページをご確認ください。

2. 申請に必要な提出書類

(1)申請書類【A4片面印刷】

No.	提出書類	
1	経営規模等評価申請書・総合評定値請求書	
2	工事種類別完成工事高／工事種類別元請完成工事高	
3	その他の審査項目(社会性等)	
4	技術職員名簿	
5	経営状況分析結果通知書(原本)	

(2)その他添付書類

6	とび・土工・コンクリート工事及び塗装工事分類表	※とび土工工事・塗装工事を申請した場合のみ添付 「基準決算」及び「審査基準日以前24か月又は36か月間の決算(審査基準日を除く)の完成工事高について、その内訳を分類してそれぞれの平均額を記入すること。 なお、この表の合計欄の金額を「工事種類別完成工事高、工事種類別元請完成工事高(20002帳票)のそれぞれの業種の額と一致させること。
7	審査手数料貼付書	※電子申請システムの場合は不要
8	・工事経歴書(規則別記様式第2号) ・直前3年の各事業年度における工事施工金額(様式第三号)	
9	継続雇用を受けている技術職員名簿	※高年齢雇用安定法の対象者で、継続雇用制度の適用を受けている技術職員名簿掲載者がいる場合に提出すること。
10	技術職員の資格を証する書類	・資格者証(写し) ・卒業証書(写し)又は卒業証明書(原本) ・実務経験証明書(原本) ・監理技術者資格者証(写し) ・監理技術者講習修了証(写し) ※受講終了した翌年から5年間有効
11	労働保険等納入証明書(写し)	
12	社会保険料納入確認書(写し)	
13	建退共加入・履行証明書(写し)	加入している場合は提出すること。

14	退職一時金制度等導入を証する書類	導入している場合は提出すること。 ・中小企業退職金共済事業本部発行の加入証明書(写し) ・特定退職金共催団体発行の加入証明書(写し) ・就業規則(抜粋可)等の写し(表紙に労働基準監督署の受付印のあるものに限る) ・厚生年金基金発行の加入証明書(写し) ・適格退職金年金契約書の写し ・確定拠出年金運営管理機関発行の加入証明書(写し) ・確定給付企業年金または確定拠出企業年金が導入されていることを証する書類 ・資産管理運用機関との間の契約書の写し
15	法定外労災制度加入を証する書類(写し)	・以下のいずれかに加入している場合は提出すること ① (公財)建設業福祉共済団 ② (一社)全国建設業労災互助会 ③ 中小企業等協同組合法の認可を受けて共済事業を行う者 ④ (一社)全国労働保険事務組合連合会 ⑤ 保険会社 ただし、以下のすべてに要件を満たしているものに限る ・業務災害と通勤災害のいずれも対象 ・直接の使用関係にある職員及びすべての下請負人を対象。 ・死亡及び労働者災害補償保険の障害等第1級から第7級までを補償。 ・すべての工事(共同企業体及び海外工事は除く)を補償
16	CPD単位を取得した技術者名簿(様式第4号)	該当者がいる場合に提出すること。
17	CPD単位内訳一覧表	CPD単位を取得した者がいる場合に提出すること。
18	CPD取得単位証明書(写し)	CPD認定団体による
19	資格者証	CPD単位を取得した技術者名簿(様式第4号)に記載した技術者がいない場合は不要
20	技能者名簿(様式第5号)	該当者がいる場合に提出すること。
21	認定能力(レベル判定)結果通知書(写し)	技能者名簿(様式第5号)に記載した技能者がいない場合は不要。
22	施工体制台帳または再下請通知書【作業員名簿】(写し)	技能者名簿(様式第5号)に記載した技能者がいない場合は不要。
23	ワークライフバランスに関する取組の状況に関する認定通知書	次の各法令に基づいて認定を受けている場合はそれぞれ提出すること。 ○女性の就業生活における活躍の促進に関する法律 - えるぼし認定(第1段階、第2段階、第3段階)、プラチナえるぼし認定 ○次世代育成視点対策支援法 - くるみん認定、トライくるみん認定、プラチナくるみん認定 ○青少年の雇用の促進等に関する法律 - ユースエール認定

24	建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施した旨の誓約書及び情報共有に関する同意書(様式第6号)	審査基準日以前1年以内に発注者から直接請け負った建設工事(下記ア～ウ除く)で、下記①、②の措置を実施している場合に提出すること。 ① 建設キャリアアップシステム(CCUS)上での現場・契約情報の登録 ② 建設工事に従事する者が直接入力によらない方法でCCUS上に就業履歴を蓄積できる体制の整備 ※対象外の工事 ア 日本国内以外の工事 イ 建設業法施行令で定める軽微な工事 ウ 災害応急工事
25	防災協定の締結を証する書類	国、特殊法人等又は地方公共団体との間で災害時の建設業者の防災活動等について定めた協定を締結している場合は、協定書の写しを提出すること。 ※建設業団体が締結している場合は、当該団体に加入していることを証する書類及び申請者が防災活動に一定の役割を果たすことが確認できる書類(活動計画等)を提出すること。
26	監査の受審状況を確認できる書類	・公認会計士を設置している場合は、登記事項証明書の写し、かつ、有価証券報告書又は監査証明書の写しの提出が必要。 ・会計参与設置会社の場合は、登記事項証明書の写し及び会計参与報告書の提出が必要 ・経理処理の適性を確認した旨の書類の提出の場合は、経営の責任者である以下の者(常勤で勤務している者に限る。監査役は対象外)が自ら記名・押印した経理の適正を確認した旨の書類及び所定講習の終了証の写しの提出が必要。 ① 公認会計士又は税理士であって、指定研修を受けた者。 ② 1級登録経理試験に合格した者であって、合格した日の属する年度の翌年度の日から起算して5年を経過していない者。 ③ 1級登録経理講習を受審した者であって、受講した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して5年を経過しない者。 ④ 公認会計士又は税理士であって、資格を有した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して1年を経過しない者。
27	公認会計士等の資格者証	常勤役職員の中に、公認会計士、税理士、1級又は2級の登録経理試験合格者がいる場合に提出すること。 ・公認会計士又は税理士の場合…公認会計士法第28条の規定による研修を受講した者または所属税理士会が認定する研修を受講した者。 ・1級又は2級の登録試験合格者の場合…合格証又は登録経理講習修了書(審査基準日において、合格又は講習を受講した年度の翌年度の開始の日から5年を経過していないこと)の提出が必要。
28	建設機械保有状況内訳書	審査基準日時点で①から⑨の審査基準日から直近1年以内に特定自主検査を実施している建設機械等を保有している場合は提出すること。(ただし、リース契約の場合は、リース期間が審査基準日から1年7か月を含んでいるもの) ① ショベル系掘削機

		② ブルドーザー(自重3t以上) ③ トラクターショベル(バケット容量0.4m ³ 以上) ④ モーターグレーダー(自重5t以上) ⑤ 移動式クレーン(つり上げ荷重3t以上) ⑥ ダンプ車(自動車検査証の車体の形状欄に「ダンプ」「ダンプフルトレーラ」「ダンプセミトレーラ」と記載されているもの(備考欄に積載物が土砂以外のものである旨の記載がある場合を除く) ⑦ 高所作業車(作業床の高さが2m以上) ⑧ 締固め用機械 ⑨ 解体用機械
29	建設機械等の保有及び法定検査の実施等が確認できる書類	1 保有が確認できる書類について次のア、イのいずれか(ただし、前回受審済みで、当該機械が「所有」であり、今回も同様である場合は不要) ア 売買契約書又は販売店発行の販売証明書 イ 自動車検査証(ダンプ車、移動式クレーンの場合) ※電子自動車検査証の場合は、「自動車検査証記録事項」も提出 ※リース契約の場合は、リース契約書又はリース契約証明書も提出すること。
30	エコアクション21、ISO認証登録証明書	エコアクション21、ISO9001又は14001認証がある場合は提出すること。 ※認証範囲に建設業及び建設業法上の全ての営業所が含まれていること。
26	消費税及び地方消費税の納税証明書(その1)	納付すべき税額、納付した税額及び未納税額等を証明するもの ※免税業者についても納税額「無」と記載あるものが必要

(3) 確認書類【返却しないため、原本ではなく写し】

※審査後に処分します。原本を提出するなどして万が一損害が発生しても、本県は一切の責任は負いませんので、予めご了承ください。

No.	提出書類	
1	技術職員等(技術職員・経管任・経理・技能者)の常勤性確認書類 ※常勤性…審査基準日において、「 <u>6か月と1日以上</u> 」の恒常的な雇用関係があること	技術職員名簿の通番を裏付け書類の該当人物箇所にも記載してください。 (1)～(3)のうち、一つの写しを提出してください。 (1) 社会保険被保険者標準報酬決定通知書 ※日本年金機構(年金事務所発行)のものに限る (2) 住民税特別徴収税額通知書 (3) 給与明細書及び出勤簿渡欧の出勤日数を確認できる書類(※勤務日数が少ない場合は、常勤性が認められないことがある) ※被保険者整理番号等は黒塗りする等マスキング処理して提出すること ※新規技術者がいる場合は6か月と1日以上以上の雇用が確認できる書類(健康保険証等) 例外 ・ 他社からの出向者の場合 出向契約書又は出向協定書と出向元の社会保険標準報酬決定通知書(出向契約書等については、1年以上かつ審査基準日前6か月超の出向期間、出向者の身分保障及び指揮監督権について、出向者への給与支払い及び社会保険料負担について定められていること)

2	契約内容確認書類	○格付業種(土・建・電・管・舗) 業種ごとに公共・民間それぞれ請負代金の大きい順に上位3件の契約書等 ○格付以外の全業種 格付以外の業種の中から、公共・民間それぞれ請負代金の大きい順に上位3件の契約書等 ※契約書等 ア 契約書の写し(工事名・金額・工期がわかる部分)または注文書の写し(変更契約分も必要) JVにより施工した工事については、出資比率のわかる協定書等も必要 イ 施工証明書 ウ 請求書(入金額がわかる通帳のコピーが必要) ※工事進行基準 ○工事代金の入金額(前払金額)は完成工事高としては認められない。 出来高確認等の計算基礎の提出が必要 ※維持管理業務委託 自治体から元請又は一次下請(一次下請については、県発注のみ)として請け負った維持管理業務委託について、入札参加資格申請時に維持管理業務委託実績高として加算を希望する場合は、契約書の写(契約額50万円以上のものに限る。一次下請業者の場合は元請業者との契約書に加え、県と元請業者間の承諾書の写しが必要)が必要。
3	消費税確定申告書(第1表)の写し	※受付メールの写しは不要
4	法人税確定申告書の写し	別表第1表、第4表、第5(1) ※受付メールの写しは不要

3. 申請書の記入方法

(1) 経営規模等評価申請書・総合評定値請求書(20001帳票)の記入例
様式第二十五号の十一 (第十九条の七、第二十条、第二十一条の二関係)

(用紙A4)

2 0 0 0 1

経営規模等評価申請書 ~~経営規模等評価再審査申立書~~ 総合評定値請求書

平成 年 月 日

建設業法第27条の26第2項の規定により、経営規模等評価の申請をします。
~~建設業法第27条の26の規定により、経営規模等評価の再審査の申立をします。~~
建設業法第27条の29第1項の規定により、総合評定値の請求をします。

不要なものを消す

この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

~~地方整備局長~~
~~北海道開発局長~~
知事 殿

申請者 _____ 印

行政庁側記入欄	項番	請求年月日	土木事務所コード整理番号
申請年月日	01	平成 年 月 日	15 20
申請時番号	02	大臣 知事 コード 国土交通大臣 知事 許可 (一般 特) 第 号	許可年月日 平成 年 月 日
前回の申請時番号	03	大臣 知事 コード 国土交通大臣 知事 許可 (一般 特) 第 号	許可年月日 平成 年 月 日
審査基準日	04	平成 年 月 日	
申請等の区分	05		
処理の区分	06		
法人又は個人の別	07	資本金額又は出資総額 (1. 法人) (2. 個人) (千円)	
商号又は名称のフリガナ	08		
商号又は名称	09		
代表者又は個人の氏名のフリガナ	10		
代表者又は個人の氏名	11		
主たる営業所の所在地市区町村コード	12		
主たる営業所の所在地	13		
郵便番号	14		
許可を受けている建設業	15		
経営規模等評価対象建設業	16		

企業の単独決算の資本金額(出資総額)を記入
(※経営状況分析を単独決算で受審した場合は、「経営状況分析結果通知書」の「資本金」と同額)
(経営状況分析を連結決算で受審している場合は、別記様式第15号の資本金の額となる)
※申請者が個人の場合は空欄

申請者が法人の場合、法人番号(行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する法人番号)を記入
※申請者が個人の場合は空欄

法人の種類を表す文字については(株)など略号を用いて記入

姓と名の間は1カラム空けて記入

【項番12】によって表される市町村名に続くところから記入
丁目・番・号は「ー(ハイフン)」を用いて記入

局番との間は「ー(ハイフン)」を用い、左詰めして記入

基準決算を選択: 審査基準日の純資産合計(貸借対照表(様式第15号))を記入
 2期平均を選択: 審査基準日の純資産合計と直前の審査基準日の純資産合計の平均値を記入
 (経営状況分析を連結決算で受けている場合においても、このカラムは単独決算の数値を記入)

※千円未満切り捨て

項 番

自 己 資 本 額

1 7 3 5

2. 2期平均

直 前 の 審 査 基 準 日

(千円)

利益額の2期平均を記入(千円未満切り捨て)

利 益 額 (2 期 平 均)

1 8 3 5

(千円)

利益額(利払前税引前償却前利益)
 = 営業利益+減価償却実施額

審 査 対 象 事 業 年 度	審 査 対 象 事 業 年 度 の 前 審 査 対 象 事 業 年 度
営 業 利 益	営 業 利 益
減 価 償 却 実 施 額	減 価 償 却 実 施 額

技術職員名簿に記載された技術職員の合計数

技 術 職 員 数

1 9 3 5

(人)

経営状況分析の参考値に記載されている営業利益・減価償却実施額を記入
 ただし、決算期変更、合併・分割等で決算期が12か月に満たない場合等の
 利益額は、完成工事高と同様に換算して算出する。

登 録 経 営 状 況 分 析 機 関 番 号

2 0 3 5

経営状況分析を受けた機関の名称

経営状況分析に記載されている登録経営状況分析機関の登録番号、名称を記入

・営業利益は損益計算書(様式第16号)の科目"営業利益"から記入
 ・減価償却実施額は法人税申告書別表16(1)、(2)等から記入
 (経営状況分析を連結決算で受けている場合においても、このカラムは単独決算の数値を記入)

工事種別完成工事高、工事種別元請完成工事高については別紙一による。
 技術職員名簿については別紙二による。
 その他の審査項目(社会性等)については別紙三による。

経営規模等評価の再審査の申立を行う者については、次に記載すること。

審 査 結 果 の 通 知 番 号	審 査 結 果 の 通 知 の 年 月 日
第 号	平成 年 月 日
再 審 査 を 求 め る 事 項	再 審 査 を 求 め る 理 由

申請内容に係る質問等に対応できる者(代理申請の場合は代理人)の所属・氏名・電話・FAX番号を記入

連絡先

所属等

氏名

電話番号

ファックス番号

〔経営規模等評価申請書・総合評定値請求書の記入方法〕

「申請書等の欄」 入札参加等を希望の場合は、記入例のように「経営規模等評価再審査申立書」、「地方整備局長」及び「北海道開発局長」を二重線で消して、知事の前に「大分県」を記入してください。

「申請者の欄」 本店所在地、会社名、代表者名を記入してください。代理申請の場合は、会社名の下に代理人の住所、氏名、電話番号を記入し、委任者印のある委任状を添付してください。

□ □ □ □(以下「カラム」という。)で表示された枠内
1カラムに1文字ずつ、数字は右詰めで、文字は左詰めで記入してください。

項番 0 1 申請年月日の欄 何も記入しません。

項番 0 2 「申請時の許可番号」の欄 「大臣・知事コード」に「44」を記入してください。「許可番号」及び「許可年月日」は、空位のカラムには「0」を記入してください。許可業種追加等で現在2以上の建設業の許可を受けており、許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものを記入してください。

項番 0 3 「申請時の許可番号」の欄 変更があった場合のみ記入してください。

項番 0 4 「審査基準日」の欄 申請日の直前の事業年度終了の日(別表(2)の分類のいずれかに該当する場合で直前の事業年度の終了の日以外を審査基準日として定めるときは、その日)を記入し、例えば審査基準日が令和7年3月31日であれば0 7 年 0 3 月 3 1 日のように、空位のカラムに「0」を記入してください。

項番 0 5 「申請等の区分」の欄 次の表の分類に従い、該当するコードを記入してください。

通常は「1」です。

コード	申請等の種類
1	経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求
2	経営規模等評価の申請
3	総合評定値の請求
4	経営規模等評価の再審査の申立及び総合評定値の請求
5	経営規模等評価の再審査の申立

項番 0 6 「経理の区分」の欄の左欄 次の表の分類に従い、該当するコードを記入してください。

コード	処理の種類
00	12か月ごとに決算を完結した場合 (例)令和6年4月1日から令和7年3月31日までの事業年度について申請する場合
01	6か月ごとに決算を完結した場合 (例)令和6年10月1日から令和7年3月31日までの事業年度について申請する場合
02	商業登記法に基づく組織変更の登記後最初の事業年度その他12か月未満で終了した事業年度について申請する場合 (例1)合名会社から株式会社への組織変更に伴い令和6年10月1日に当該組織変更の登記を行った場合で令和7年3月31日に終了した事業年度について申請するとき (例2)申請に係る事業年度の直前の事業年度が令和6年3月31日に終了した場合で事業年度の変更により令和6年12月31日に終了した事業年度について申請するとき
03	事業承継しない会社の設立後最初の事業年度について申請するとき

	(例)令和6年10月1日に会社を新たに設立した場合で令和7年3月31日に終了した最初の事業年度について申請するとき
04	事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度の終了の日より前の日に申請する場合 (例)令和6年10月1日に会社を新たに設立した場合で最初の事業年度の終了の日(令和7年3月31日)より前の日(令和6年11月1日)に申請するとき

項番 **06** 「経理の区分」の欄の右欄 次の表の分類に従い、該当するコードを記入してください。

コード	処理の種類
10	申請者について会社の合併が行われた場合で合併後最初の事業年度の終了の日を審査基準日として申請するとき
11	申請者について会社の合併が行われた場合で合併期日又は合併登記の日を審査基準日として申請するとき
12	申請者について建設業に係る事業の譲渡が行われた場合で譲渡後最初の事業年度の終了の日を審査基準日として申請するとき
13	申請者について建設業に係る事業の譲渡が行われた場合で譲受人である法人の設立登記日又は事業の譲渡により新たな経営実態が備わったと認められる日を審査基準日として申請するとき
14	申請者について会社更生手続開始の申立て、民事再生手続開始の申立て又は特定調停手続開始の申立てが行われた場合で会社更生手続開始日決定日、会社更生計画認可日、会社更生手続開始決定日から会社更生計画認可日までの間に5決算日が到来した場合の当該決算日、民事再生手続開始決定日、民事再生手続開始決定日から民事再生計画認可日までの間に決算日が到来した場合の当該決算日又は特定調停手続開始申立日から調停条項受諾日までの間に決算日が到来した場合の当該決算日を審査基準日として申請するとき
15	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、外国建設業者の属する企業集団に属するものとして認定を受けて申請するとき
16	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、その属する企業集団を構成する建設業者の相互の機能分担が相当程度なされているものとして認定を受けて申請する場合
17	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、建設業者である子会社の発行済株式の全てを保有する親会社と当該子会社からなる企業集団に属するものとして申請するとき
18	申請者について会社分割が行われた場合で分割後最初の事業年度の終了の日を審査基準日として申請するとき
19	申請者について会社分割が行われた場合で分割期日又は分割登記の日を審査基準日として申請するとき
20	申請者について事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度の終了日より前の日に申請する場合
21	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、一定の企業集団に属する建設業者(連結子会社)として認定を受けて申請する場合
22	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、その外国にある子会社について認定を受けて申請する場合

項番 **07** 「法人又は個人の別」の欄 法人の場合は「1」を個人の場合は「2」を記入してください。

「資本金額又は出資総額の欄」 株式会社の場合は資本金額を、それ以外の法人の場合は出資総額を記入してください。個人の場合には空欄とします。

「法人番号」の欄 法人の場合は、法人番号を記入してください。個人の場合は空欄とします。

項番 **08** 「商号又は名称のフリガナ」の欄 カタカナで記入してください。濁音又は半濁音は、例えば **ギ** 又は **バ** のように1文字としてください。株式会社等法人の種類を表す文字にはフリガナを記入しません。

項番 09「商号また名称」の欄 法人の種類を表す文字は、次の表の略語を用いて記入してください。

例 株式会社 大分県庁

土 団 建 築 有 限 公 司

種類	略号
株式会社	(株)
特例有限会社	(有)
合名会社	(名)
合資会社	(資)
合同会社	(合)
協同組合	(同)
協業組合	(業)
企業組合	(企)

項番 10「代表者又は個人の氏名のフリガナ」の欄 カタカナで記入してください。姓と名の間は1カラム空けてください。濁音又は半濁音は、例えばギ又はパのように1文字としてください。

項番 11「代表者又は個人の氏名」の欄 申請者が法人の場合はその代表者の氏名を、個人の場合はその者の氏名を、それぞれ姓と名の上に1カラム空けて記入してください。

項番 12「主たる営業所の所在地市区町村コード」の欄 次の表に従い該当するコードを記入してください。

コード	市区町村	コード	市区町村	コード	市区町村
44201	大分市	44207	津久見市	44213	由布市
44202	別府市	44208	竹田市	44214	国東市
44203	中津市	44209	豊後高田市	44322	姫島村
44204	日田市	44210	杵築市	44341	日出町
44205	佐伯市	44211	宇佐市	44461	九重町
44206	臼杵市	44212	豊後大野市	44462	玖珠町

項番 13「主たる営業所の所在地」の欄 市区町村に続く字、番地・号等を、「丁目」、「番」及び「号」等はー(ハイフン)を用いて、例えば大分県 3-1-1のように記入してください。

項番 14「電話番号」の欄 市外局番、局番、番号をそれぞれー(ハイフン)で区切り、例えば097-506-4516のように記入してください。

項番 15「許可を受けている建設業」の欄 申請時の許可業種が一般の場合は「1」、特定の場合は「2」を次の表の()内の略語のカラムに記入してください。

土木工事業(土)	鋼構造物工事業(鋼)	熱絶縁工事業(絶)
建築工事業(建)	鉄筋工事業(筋)	電気通信工事業(通)
大工工事業(大)	舗装工事業(舗)	造園工事業(園)
左官工事業(左)	しゅんせつ工事業(しゅ)	さく井工事業(井)
とび・土工工事業(と)	板金工事業(板)	建具工事業(具)
石工事業(石)	ガラス工事業(ガ)	水道施設工事業(水)
屋根工事業(屋)	塗装工事業(塗)	消防施設工事業(消)
電気工事業(電)	防水工事業(防)	清掃施設工事業(清)
管工事業(管)	内装仕上工事業(内)	解体工事業(解)
ダイル・れんが・ブロック工事業(タ)	機械器具設置工事業(機)	

項番 **1** **6**「経営規模等評価等対象建設業」の欄 申請業種(総合評定値の請求のみ行う場合は、経営規模等評価の結果の通知を受けた業種)について、上記の表の()内の略語のカラムに「9」を記入してください。

項番 **1** **7**「自己資本額」の欄 ①審査基準日の決算(以下「基準決算」という。)における自己資本の額又は、②基準決算及び前回の申請時における審査基準日(以下「直前の審査基準日」という。)の決算における自己資本の額の平均の額(以下「平均自己資本額」という。)を記入し、「審査対象」のカラムに「1」又は「2」を記入してください。また、②を選択した場合は、右の表内のカラムに基準決算における自己資本の額及び直前の審査基準日の決算における自己資本の額を千円未満の端数を切り捨てて記入してください。

項番 **1** **8**「利益額(2期平均)」の欄 審査対象事業年度の利益額と前審査対象事業年度の利益額の平均の額(千円未満の端数は切り捨て)を記入してください。また、表内のカラムに審査対象事業年度及び前審査対象事業年度の営業利益及び減価償却実施額をそれぞれ記入してください。(決算期変更、連結決算、合併・会社分割等を行った場合を除く。)

営業利益 = 損益計算書の営業利益額

減価償却実施額 = 「未成工事支出金に係る減価償却費」+「販売費及び一般管理費に係る減価償却費」+「完成工事原価に係る減価償却費」+「兼業事業売上原価に係る減価償却費」+「その他減価償却費として費用計上した額」

項番 **1** **9**「技術職員数」の欄 「技術職員名簿(20005帳票)」の合計人数を記入してください。

項番 **2** **0**「登録経営状況分析機関番号」の欄 経営状況分析を受けた登録状況分析機関の登録番号を記入してください。例えば **0** **0** **0** **0** **0** **1** のように、空位のカラムに「0」を記入してください。

「連絡先」の欄 申請の内容に係る質問等に応答できる者の氏名、電話番号等を記入してください。

工事種類別完成工事高 工事種類別元請完成工事高

※次の業種を侵害する場合は、必ず内訳業種の額をセットで記入してください

①土一式工事(業種コード:010)

→プレストレストコンクリート構造物(PC)工事(業種コード:011)

②とび・土工・コンクリート工事(業種コード:050)

→法面処理工事(業種コード:051)

③鋼構造物工事(業種コード:110)

→鋼橋上部工事(業種コード:111)

審査対象事業年度

計算基準の区分

自 11 年 13 月 15 年 17 月 19 月 (1. 2年平均)
2. 3年平均

審査対象事業年度の 前審査対象事業年度	年 月～ 年 月
審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	年 月～ 年 月

左欄「完成工事高」のうち元請完成工事高について記入

業 種

コード

3年平均を選択した場合は、前年度及び前々年度の数値の合計平均を記入
(千円未満切り捨て)

完成工事高(千円)

元請完成工事高(千円)

3	2	3	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45
工事の種類		完成工事高計算表										元請完成工事高計算表																															
工事		審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度										審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度																															
3	2	3	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45
工事の種類		完成工事高計算表										元請完成工事高計算表																															
工事		審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度										審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度																															
3	2	3	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45
工事の種類		完成工事高計算表										元請完成工事高計算表																															
工事		審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度										審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度																															
3	2	3	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45
工事の種類		完成工事高計算表										元請完成工事高計算表																															
工事		審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度										審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度																															
3	3	2	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45
工事の種類		完成工事高計算表										元請完成工事高計算表																															
その他 工事		審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度										審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度																															
3	4	3	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45
合計		完成工事高計算表										元請完成工事高計算表																															
		審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度										審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度																															

項番32と項番33の合計額(欄せて後の額)と一致。ただし、PC・法面・鋼橋上部などの内訳業種は、合計に含めない。

契約後V Eに係る完成工事高の評価の特例

(1. 有 2. 無)

●特殊な事例の場合の記入例

完成工事高の年額換算等

合併等の理由により決算期を変更した場合は、完成工事高や減価償却実施額等の年額換算が必要になります。下記の例を参考に【20002帳票】を作成してください。

(1)決算期を変更した場合の記入例

別紙

決算期を3月31日から9月30日に変更した場合

審査対象事業年度の完成工事高 : 300,000千円(うち元請完成工事高240,000千円) R6. 4. 1~R6. 9. 30【6ヵ月】

前審査対象事業年度の完成工事高 : 480,000千円(うち元請完成工事高400,000千円) R5. 4. 1~R6. 3. 31【12ヵ月】

前々審査対象事業年度の完成工事高: 460,000千円(うち元請完成工事高350,000千円) R4. 4. 1~R5. 3. 31【12ヵ月】

A4)

審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は 前審査対象事業年度及び前々審査対象事業年度		審査対象事業年度の 前審査対象事業年度		審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	
項番	3 1	自 0 4 年 1 0 月	至 0 5 年 0 9 月	自 0 5 年 1 0 月	至 0 6 年 0 9 月
業種コード	3 2 0 1 0	完成工事高(千円)	元請完成工事高(千円)	完成工事高(千円)	元請完成工事高(千円)
工事の種類	土木一式工事	完成工事高計算表	元請完成工事高計算表	完成工事高	元請完成工事高
		審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 480,000 × 6 / 12 = 240,000 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 460,000 × 6 / 12 = 230,000	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 400,000 × 6 / 12 = 200,000 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 350,000 × 6 / 12 = 175,000	300,000 × 6/6 + 480,000 × 6/12 = 540,000	240,000 × 6/6 + 400,000 × 6/12 = 440,000
工事の種類	PC工事	完成工事高計算表	元請完成工事高計算表	審査対象事業年度を12ヵ月にするため、不足分を前審査対象事業年度の完成工事高を 按分 して加算(千円単位以下は切り捨て) ※余白に審査対象事業年度の算式を記入	
工事の種類	工事	完成工事高計算表	元請完成工事高計算表		
工事の種類	その他	完成工事高計算表	元請完成工事高計算表		
工事の種類	その他 工事	完成工事高計算表	元請完成工事高計算表		
合計	3 4				

審査対象事業年度の始期は審査基準日の12ヵ月前の年月を記入

前審査対象事業年度の完成工事高を算定する際に用いた事業年度を記入

前々審査対象事業年度の完成工事高を算定する際に用いた事業年度を記入

完成工事高

元請完成工事高

審査対象事業年度を12ヵ月にするため、不足分を前審査対象事業年度の完成工事高を~~按分~~して加算(千円単位以下は切り捨て)
※余白に審査対象事業年度の算式を記入

契約後V Eに係る完成工事高の評価の特例 (1. 有 2. 無)

別紙一

例) 法人設立年月日 令和6年10月1日

工事種類別完成工事高
工事種類別元請完成工事高

事業年度のカラムには全て「0」を記入

完成工事高・元請完成工事高にも全て「0」を記入

〔工事種類別完成工事高・工事種類別元請完成工事高の記入方法〕

□ □ □ □(以下「カラム」という。)で表示された枠内
1カラムに1文字ずつ、数字は右詰めで記入してください。例えば、 □□□田田のように記入してください。

項番 **③ ①**「計算基準の区分」の欄 工事種類別完成工事高と工事種類別元請完成工事高は、2年平均と3年平均を選択できます。「2年平均」の場合は「1」を、「3年平均」の場合は「2」を記入してください。

「審査対象事業年度」の欄 決算期変更等により審査対象事業年度が12か月未満の場合でも、この欄の完成工事高は、前審査対象事業年度の完成工事高を加えて合計12か月分になるように記入してください。

具体的には、次の例により記入してください。

(1) 12か月ごとに決算を完結した場合

R6. 4. 1～R7. 3. 31の事業年度の申請 → 自06年04月～至07年03月

(2) 6か月ごとに決算を完結した場合

R6. 10. 1～R7. 3. 31の事業年度の申請 → 自06年04月～至07年03月

(3) 商業登記法に基づく組織変更の登記後最初の事業年度その他12か月未満で終了した事業年度について申請する場合

(ア) 合名会社から株式会社への組織変更に伴い、R6. 10. 1に当該組織変更の登記を行った場合で

R7. 3. 31に終了した事業年度について申請するとき → 自06年04月～至07年03月

(イ) 審査対象事業年度の直前の事業年度がR7. 3. 31に終了した場合で事業年度の変更により

R6. 12. 31に終了した事業年度について申請するとき → 自06年01月～至06年12月

(4) 事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度について申請する場合

R6. 10. 1会社を新たに設立した場合で、R7. 3. 31に終了した事業年度について申請するとき

→ 自06年10月～至07年03月

(5) 事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度の終了の日より前の日に申請する場合

R6. 10. 1に会社を新たに設立した場合で最初の事業年の終了の日(R7. 3. 31)より前の日(R6.

11. 1)に申請するとき → 自06年10月～至00年00月

「審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は前審査対象事業年度及び前々審査対象事業年度」の欄
「審査対象事業年度」の欄に記入した期間の直前の審査対象事業年度の期間を上記の例により記入してください。ただし、3年平均を選択した場合には直前2年の各審査対象事業年度の期間を上記の例により記入し、下欄に直前2年の各審査対象事業年度の期間をそれぞれ記入してください。

項番 **③ ②**「業種コード」の欄 次のコード表により該当するコードをカラムに記入してください。

コード	工事の種類	コード	工事の種類	コード	工事の種類
010	土木一式工事	110	鋼構造物工事	220	電気通信工事
011	プレストレストコンクリート構造物工事	111	鋼橋上部工事	230	造園工事
020	建築一式工事	120	鉄筋工事	240	さく井工事
030	大工工事	130	舗装工事	250	建具工事
040	左官工事	140	しゅんせつ工事	260	水道施設工事
050	とび・土工・コンクリート工事	150	板金工事	270	消防施設工事
051	法面処理工事	160	ガラス工事	280	清掃施設工事
060	石工事	170	塗装工事	290	解体工事
070	屋根工事	180	防水工事		
080	電気工事	190	内装仕上工事		
090	管工事	200	機械器具設置工事		
100	タイル・れんが・ブロック工事	210	熱絶縁工事		

〔留意事項〕

- ① 「土木一式工事」を記入した場合は、その次の「業種コード」の欄に「プレストレストコンクリート構造物 工事(PC)」のコード「011」を記入し、「完成工事高」及び「元請完成工事高」の欄には「土木一式工事」の完成工事高のうち「プレストレストコンクリート構造物工事」に係るものを記入し、当該工事に係るものを記入し、当該工事に係る実績がない場合はカラムに「0」を記入してください。
- ② 同様に、「とび・土工・コンクリート工事」を記入した場合は、「業種コード」の欄に「法面処理工事(法面)」のコード「051」を記入し、完成工事高及び元請完成工事高を記入してください。
- ③ 「鋼構造物工事」を記入した場合も、「業種コード」の欄に「鋼橋上部工事」のコード「111」を記入し、完成工事高及び元請完成工事高を記入してください。

※「完成工事高」、「元請完成工事高」の欄は、項番31で記入した審査対象事業年度ごとに記入してください。ただし、3年平均を選択した場合は、完成工事高及び元請完成工事高は審査対象事業年度の直前2年の各審査対象事業年度の完成工事高の合計を2で除した数値を記入し、「計算表」に直前2年の審査対象事業年度ごとに完成工事高と元請完成工事高を記入してください。千円未満の端数は切り捨てとなります。

項番 **3 3**「その他工事」の欄 申請業種以外の完成工事高及び元請完成工事高を記入してください。

項番 **3 4**「合計」の欄 **3 2** 及び **3 3** に記入した完成工事高な欄日に元請完成工事高の合計を記入してください。千円未満の端数は切り捨てて記入してください。

※この表が複数枚になる場合は、「その他工事」及び「合計」は最後の用紙のみに記入してください。また、用紙ごとに、契約後VE(施工段階で施工方法等の技術提案を受け付ける方式)による縮減変更前の契約額で評価をする完成工事高の評価の特例の有無について該当するものに○印を記入してください。

その他の審査項目（社会性等）

建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況

雇用保険加入の有無	4	1	1	[1. 有、2. 無、3. 適用除外]
健康保険加入の有無	4	2	1	[1. 有、2. 無、3. 適用除外]
厚生年金保険加入の有無	4	3	1	[1. 有、2. 無、3. 適用除外]
建設業退職金共済制度加入の有無	4	4	1	[1. 有、2. 無]
退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無	4	5	1	[1. 有、2. 無]
法定外労働災害補償制度加入の有無	4	6	1	[1. 有、2. 無]
若年技術職員の継続的な育成及び確保	4	7	1	[1. 該当、2. 非該当]

日本年金機構から健康保険の被保険者の適用除外承認を受けて国民健康保険組合（建設国保等）に加入している場合は「3」適用除外を記入。（減点対象ではありません。）

技術職員名簿に記入した技術職員のうち、若年技術職員（満35歳未満）の割合が15%以上の場合は、「1. 該当」

技術職員数（A）	若年技術職員数（B）	若年技術職員の割合（B/A）
4	2	

技術職員名簿と技能者一覧表（様式第4号）の合計と一致

技術職員名簿に記載された取得数と、CPD単位を取得した技術者名簿に記載された単位数の合計を記入

技術職員名簿に記入した技術職員のうち、新規若年技術職員（満35歳未満）の割合が1%以上の場合は、「1. 該当」

技能者名簿（様式第5号）と一致

技能者名簿（様式第5号）で「控除対象」欄に○印が記載されている人数を記入

新規若年技術職員の育成	5	1	1	[1. 該当、2. 非該当]	
CPD単位取得数	5	0	3	0	(単位)
技能レベル向上者数	5	0	0	0	(人)
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定の状況	5	1	5	[1. えるぼし認定（1段階目）、2. えるぼし認定（2段階目）、3. えるぼし認定（3段階目）、4. プラチナえるぼし認定、5. 非該当]	
次世代育成支援対策推進法に基づく認定の状況	5	2	4	[1. くるみん認定、2. トライくるみん認定、3. プラチナくるみん認定、4. 非該当]	
青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定の状況	5	3	2	[1. ユースエール認定、2. 非該当]	
建設工事に従事する者実施状況	5	3	3	[1. 「全ての建設工事で実施」に該当、2. 「全ての公共工事で実施」に該当、3. 非該当]	

R5.8.14 以降の審査基準日において、審査基準日以前1年間のうちに実施した場合は、様式第6号「誓約書」を添付すること。

審査基準日以前に認定を取得している場合には、それぞれ該当する数値を記入
※審査基準日時点で、取消又は辞退がなされている場合を除く

建設業の営業継続の状況

営業年数	5	5	3	2	(年)
民事再生法又は会社更生法の適用の有無	5	6	2	[1. 有、2. 無]	

初めて許可（登録）を受けた年月日	休業等期間	備考（組織変更等）
4 年 7 月 31 日	年 月 日	
初めて許可（登録）を受けた日から審査基準日までの満年数を記入（休業期間は除く）	計画又は更生計画認可日	再生手続又は更生手続終結決定日
	年 月 日	年 月 日

防災活動への貢献の状況

防災協定の締結の有無	5	7	1	[1. 有、2. 無]
------------	---	---	---	-------------

国、特殊法人等又は地方公共団体との間で防災活動に関する協定を締結している場合は「1」を、締結していない場合は「2」を記入。

法令遵守の状況

営業停止処分の有無	5	8	2	[1. 有、2. 無]
指示処分の有無	5	9	2	[1. 有、2. 無]

審査基準日直前1年間に営業停止・指示処分を受けた場合は「1」を、それ以外の場合は「2」を記入

建設業の経理の状況

監査の受審状況	6	0	4	[1. 会計監査人の設置、2. 会計参与の設置、3. 経理処理の適正を確認した旨の書面提出]
公認会計士等の数	6	1	0	(人)
二級登録経理試験合格者等の数	6	2	1	(人)

「監査の受審状況」について、以下の区分による（審査基準日時点）
「1」…会計監査人の設置を行っている場合（監査報告書において、無限定適正意見、限定付適正意見が表明された場合に加点）
「2」…会計参与の設置を行っている場合（会計参与報告書が作成されている場合に加点）
「3」…「項番61」に記入した者のいずれかが「経理処理の適正を確認した書類」に自ら署名を付したものを提出している場合に加点

研究開発の状況

研究開発費（2期平均）	6	3	0	0	(千円)
-------------	---	---	---	---	------

審査対象事業年度	審査対象事業年度の直前審査対象事業年度

建設機械の保有状況

建設機械の所有及びリース台数	6	4	3	(台)
----------------	---	---	---	-----

ショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクターショベル、モーターグレーダー、ダンプ車（土砂の運搬が可能な全てのダンプ）、移動式クレーン、締固め用機械、解体用機械、高所作業車（作業床の高さ2m以上）の保有台数を記載。いずれの建設機械も審査基準日時点で所有又は1年7月以上のリース契約（自動更新含む）が締結されており、法定検査が行われていることが必要。

国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況

エコアクション21の認証の有無	6	5	1	[1. 有、2. 無]
ISO9001の登録の有無	6	6	2	[1. 有、2. 無]
ISO14001の登録の有無	6	7	2	[1. 有、2. 無]

いずれも、審査基準日時点で認証・登録を受けていることがわかる資料を提出すること

なお、ISO9001及びISO14001の両方の認証を取得している場合は、エコアクション21の取得は評価対象とならないことに留意すること。

〔その他の審査項目(社会性)の記入方法〕

項番 ④ ①「雇用保険加入の有無」の欄 従業員が雇用保険の被保険者となったことの資格取得届を公共職業安定所長に提出している場合は「1」を、提出していない場合は「2」を、従業員が1人も雇用されていない場合(役員のみ又は同居家族で構成の場合)等で適用除外の場合は、「3」を記入してください。

項番 ④ ②「健康保険加入の有無」の欄 従業員が健康保険の被保険者の資格を取得したことの届出を日本年金機構又は健康保険組合に行っている場合は「1」を、行っていない場合は「2」を、個人事業者で、従業員4人以下のため適用除外の場合は「3」を記入してください。適用除外承認を受けて全国建設工事業国民健康保険組合又は全国土木建築国民健康保険組合等に参加している場合も「3」を記入してください。

項番 ④ ③「厚生年金保険加入の有無」の欄 従業員が厚生年金保険の被保険者の資格を取得したことの届出を日本年金機構に行っている場合は「1」を、行っていない場合は「2」を、個人事業者で、従業員4人以下のため適用除外の場合は「3」を記入してください。

※項番41、42、43について全員出向者で構成している場合 出向元又は企業グループで加入していれば適用除外になるため「3」を記入し、①出向契約書と②出向元で雇用保険、健康保険及び厚生年金に加入していることが確認できる書類を提出してください。

項番 ④ ④「建設業退職金共済制度加入の有無」の欄 審査基準日時点で、(独)勤労者退職金共済機構と特定退職金共済契約を締結している場合は「1」を、締結していない場合は「2」を記入すること。

※加入していても、一定の基準に達していない等で履行証明が発行されない場合は「2」を記入します。

項番 ④ ⑤「退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無」の欄

審査基準日時点で、次のいずれかに該当する場合は「1」を、該当しない場合は「2」を記入してください。

- ア 労働協約若しくは就業規則に退職手当の定めがあること又は退職手当に関する事項についての規則が定められていること。
- イ 勤労者退職金共済機構との間で特定業種退職金共済契約以外の退職金共済契約が締結されていること。
- ウ 所得税法施行令に規定する特定退職金共済団体との間で退職金共済についての契約が締結されていること。
- エ 厚生年金基金が設立されていること。
- オ 法人税法に規定する適格退職年金の契約が締結されていること。
- カ 確定給付企業年金法に規定する確定給付企業年金が導入されていること。
- キ 確定拠出年金法に規定する企業型年金が導入されていること。

項番 ④ ⑥「法定外労働災害補償制度加入の有無」の欄 審査基準日時点で、以下のいずれかと法定外労働災害補償契約を締結している場合は「1」を、そうでない場合は「2」を記入してください。

- ① (公財)建設業福祉共済団
- ② (一社)全国建設業労災互助会
- ③ 中小企業等協同組合法の認可を受けて共済事業を行うもの。

④ (一社)全国労働保険事業組合連合会

⑤ 保険会社

※いずれも、次のア～エの要件をすべて満たしている必要があります。

ア 業務災害と通勤災害の両方を対象としていること。

イ 直接の使用関係にある職員及び全ての下請負人を対象としていること。

ウ 死亡及び労働災害補償保険の障害等級第1級から第7級までを補償していること。

エ 全ての工事(共同企業体及び海外工事は除く)を補償していること。

項番 ④ ⑦「若年技術職員の継続的な育成及び確保」の欄 審査基準日時点で、満35歳未満の技術職員数が技術職員数の15%以上である場合は「1」を、そうでない場合は「2」を記入してください。(A)欄には20005帳票の技術職員名簿に記載した技術職員数を、(B)欄には、審査基準日時点で、満35歳未満の技術職員数を、(B/A)欄には(B)欄の数値を(A)欄の数値で除した数値を百分率で記入してください。

項番 ④ ⑧「新規若年技術職員の育成及び確保」の欄 審査基準日時点で、満35歳未満の技術職員のうち、審査対象事業年度内に新規に技術職員となった人数が技術職員の人数の1%以上に該当する場合は「1」を、該当しない場合は「2」を記入してください。(C)欄には、20005帳票の技術職員名簿に記載された技術職員のうち、「新規掲載者」欄に○が付され、審査基準日時点において満35歳未満の者の人数を、(C/A)欄には(C)欄に記載した数値を(A)欄に記載した数値で除した値を百分率で記入してください。

項番 ④ ⑨「CPD単位取得数」の欄 「技術者数」の欄に記載した数に含まれる者が審査対象事業年度内に取得したCPDの単位数(ただし、算入できるCPD単位数は1人当たり30単位を上限)を記入してください。「技術者数」の欄は、技術職員名簿(20005帳票)に記載された人数とCPD単位を取得した技術者名簿(様式第4号)に記載された人数の合計を記入してください。(様式「CPD単位内訳一覧表」の「CPD単位合計」と一致)なお、令和5年4月1日講習受講分から技術職員の登録経理講習はCPD単位付与の対象となりました。(経営事項審査で認定するためには、取得単位数が証明できる場合に限り)それ以前の講習につきましては、単位付与の対象外となります。詳しくは、一般財団法人 建設業振興基金までお問い合わせください。

項番 ⑤ ⑩「技能レベル向上者数」の欄 「技能者数」の欄に記載した数に含まれる者で、審査基準日以前3年のうちに国土交通省が定める認定能力評価の区分が審査基準日の3年前の日以前に受けている評価の区分により1以上向上した技能者の数を記入してください。「技能者数」の欄は、技能者名簿(様式第5号)に記載された人数を、「控除対象者」の欄は、審査基準日の3年前の日以前に最上位の認定能力評価の区分に該当するとされた者の数を記入してください。

項番 ⑤ ①「女性の職業生活における活躍の促進に関する法律に基づく認定の状況」の欄 審査基準日時点で、同法に基づく「えるぼし認定(1段階目)」を受けている場合は「1」を、「えるぼし認定(2段階目)」を受けている場合は「2」を、「えるぼし認定(3段階目)」を受けている場合は「3」を、「プラチナえるぼし認定」を受けている場合は「4」を、いずれの認定も受けていない場合は「5」を記入してください。

項番 ⑤ ②「次世代育成支援対策推進法に基づく認定の状況」の欄 審査基準日時点で、同法に基づく「くるみん認定」を受けている場合は「1」を、「トライくるみん認定」を受けている場合は「2」を、「プラチナくるみん認定」を受けている場合は「3」を、いずれの認定も受けていない場合は「4」を記入してください。

項番 ⑤ ③「青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定の状況」の欄 審査基準日時点で、同法に基づく「ユースエール認定」を受けている場合は「1」を、受けていない場合は「2」を記入してください。

項番 ⑤ ④「建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況」の欄 審査基

準日以前1年のうちに発注者から直接請け負った建設工事(元請工事)のうち、国土交通大臣が定める建設工事以外の全ての建設工事において建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置として国土交通大臣が定めるものを実施した場合は「1」を、国土交通大臣が定める公共工事以外の全ての公共工事において当該措置を実施した場合は「2」を、いずれにも該当しない場合は「3」を記入してください。

(参考)「1」に該当する例

- ① 民間工事と公共工事の全てで該当措置を実施している
- ② (公共工事を1件も受注していない場合)民間工事の全てで該当措置を実施している
- ③ (民間工事を1件も受注していない場合)公共工事の全てで該当措置を実施している

「2」に該当する例

- ① 民間工事の全てで該当措置をせず、公共工事の全てで該当措置を実施している。
- ② 民間工事の一部で該当措置をせず、公共工事の全てで該当措置を実施している。

「3」に該当する例

- ① 上記「1」と「2」に該当しない場合②審査対象工事が1件もない(元請はなく、下請け工事のみを受注している)場合

項番 5 5 「営業年数」の欄 審査基準日までの建設業の営業年数(建設業の許可または登録を受けて営業を行っていた年数をいい、休業等の期間を除く。ただし、平成23年4月1日以降の申立てに係る再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受け、再生手続終結の決定又は更生手続終結の決定を受けてから営業を行っていた年数をいい、休業等の期間を除く)を記入し、表内の年号については不要のものを消してください。

項番 5 6 「民事再生法又は会社更生法の適用の有無」の欄 平成23年4月1日以降の申立てに係る民事再生手続開始又は会社更生手続開始の決定を受け、かつ、再生手続終結の決定又は更生手続終結の決定を受けていない場合は「1」を、その他の場合は「2」を記入してください。

項番 5 7 「防災協定の締結の有無」の欄 審査基準日時点で、国、特殊法人等又は地方公共団体との間で防災協定を締結している場合は「1」を、締結していない場合は「2」を記入してください。

※特殊法人等とは「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の第2条第1項に規定する特殊法人をいいます。市町村の外郭団体(財団など)はこの特殊法人等には該当しません。

項番 5 8 「営業停止処分の有無」の欄 審査対象事業年度に、建設業法第28条による営業停止処分を受けた場合は「1」を、受けていない場合は「2」を記入してください。なお、入札参加資格申請における指名停止とは異なります。

項番 5 9 「指示処分の有無」の欄 審査対象事業年度に、建設業法第28条による指示処分を受けた場合は「1」を、受けていない場合は「2」を記入してください。なお、入札参加資格申請における指名停止とは異なります。

項番 6 0 「監査の受審状況」の欄 審査基準日時点で、会計監査人を設置している場合は「1」を、会計参与を設置している場合は「2」を、公認会計士、税理士並びにこれらとなる資格を有する者並びに1級登録経理試験の合格者(項番53に計上した者)が、経理処理の適正を確認した旨の書類に自ら署名を付したものを提出している場合は「3」を、いずれにも該当しない場合は「4」を記入してください。(経理事務を外部の税理士等に依頼している場合は「4」になります。)

項番 **6** **1** 「公認会計士等の数」の欄 公認会計士及び税理士は、公認会計士法第28条に規定による研修を受講した者または所属税理士会が認定する研修を受講した者の人数を記入してください。1級登録経理試験合格者は、審査基準日において合格又は講習を受講した年度の翌年度の開始の日から5年経過していない人数を記入してください。

項番 **6** **2** 「二級登録経理試験合格者の数」の欄 二級登録経理試験合格者で、審査基準日において合格又は講習を受講した年度の翌年度の開始の日から5年経過していない人数を記入してください。

項番 **6** **3** 「研究開発費(2期平均)」の欄 会計監査人設置会社は、審査対象事業年度と前審査対象事業年度の平均を、会計監査人設置会社以外は、「0」を記入してください。(千円未満の端数は切り捨て)

項番 **6** **4** 「建設機械の所有及びリース台数」の欄 審査基準日時点で、自ら所有し、又は審査基準日から1年7か月以上のリースの契約を結んでいる、建設機械抵当法施行令別表に規定する「ショベル系掘削機」、「ブルドーザー」、「トラクターショベル」及び「モーターグレーダー」、土砂等を運搬する貨物自動車であつて自動車検査証(道路運送車両法第60条第1項の自動車検査証をいう。)の車体の形状の欄に「ダンプ」、「ダンプフルトレーラ」又は「ダンプセミトレーラー」と記載されているもの並びに労働安全衛生法施行令第12条第1項第4号に掲げる「つり上げ荷重が3トン以上の移動式クレーン」、同令第13条第3項第34号に掲げる「作業床の高さが2メートル以上の高所作業車」、同令別表第7第4号に掲げる「締固め用機械」及び同表第6号に掲げる「解体用機械」について、台数の合計を記入してください。

項番 **6** **5** 「エコアクション21の認証の有無」の欄 審査基準日時点で、エコアクション21の認証を取得している場合(認証範囲に建設業が含まれていない場合及び認証範囲が一部の支店に限定されている場合を除く)は「1」を、取得していない場合は「2」を記入してください。

項番 **6** **6** 「ISO9001の登録の有無」の欄 審査基準日時点で、国際標準化機構第9001号の規格により登録されている場合(登録範囲に建設業が含まれていない場合及び登録範囲が一部の支店に限定されている場合を除く)は「1」を、登録していない場合は「2」を記入してください。

項番 **6** **7** 「ISO14001の登録の有無」の欄 審査基準日時点で、国際標準化機構第14001号の規格により登録されている場合(登録範囲に建設業が含まれていない場合及び登録範囲が一部の支店に限定されている場合を除く)は「1」を、登録していない場合は「2」を記入してください。

20005

技術職員名簿

審査基準日時点の満年齢を記入

項番
数 8 1 0 0 1 頁

前年に申請した技術職員名簿から資格が変更された者は「(変更)」と記入

通番	新規掲載者	氏名	生年月日	審査基準日現在の満年齢	業種コード	有資格区分コード	講習受講	業種コード	有資格区分コード	講習受講	管理技術者資格者証交付番号	CPD単位取得数
1	○	高崎 花子	昭和63年10月3日	35	8205	001	2					0
2		高崎 太郎	昭和59年12月4日	39	8201	214	2	2	9	214	2 (変更)	0
3		豊後 次郎	昭和41年4月12日	57	8201	002	2					0
4		豊後 太郎	昭和40年9月10日	58	8201	103	1	0	5	113	1 第00123456	30
5					82							
6					82							
7					82							
8			年 月 日		82							
9			年 月 日		82							
10			年 月 日									
11			年 月 日									
12			年 月 日									
13			年 月 日									
14			年 月 日		82							
15			年 月 日		82							
16			年 月 日		82							
17			年 月 日		82							
18	技術職員名簿の確認項目											
19	1. 追加職員等の確認											
20	・前年度申請書と氏名、生年月日、業種コード及び有資格区分コードを比較、新たに職員の追加や資格の追加があれば、資格の証明書類の添付を確認する。											
21	・新たに追加された職員については、決算日時点で「6ヶ月と1日以上」の雇用関係があり、在籍しているかを確認する。(原則として社会保険関係書類にて確認するため、該当する場合は前年度の社会保険関係書類も添付すること。)											
22												
23												
24	2. 常勤性確認											
25	・その他の審査項目(社会性等)の項目、健康保険及び厚生年金保険加入の有無が加入有の場合は、常勤性確認として全員が保険に加入しているか確認する。健康保険について被扶養者となっている者は評価の対象としない。											
26												
27	・加入無し又は適用除外の場合は、賃金台帳、出勤簿等により常勤性を確認する。代表者、事業主、取締役についても技術職員名簿に記載がある場合は、常勤性を確認する。											
28	※解体工事に係る技術者の経過措置は令和3年6月30日までで終了しました。 経過措置終了以降、技術者の経過措置コード(例:2級土木施工:214→21D)の使用はできません。											
29												
30			年 月 日		82							

過去の経営規模等評価申請書の技術職員名簿に記載されておらず、今回の審査基準日で初めて技術職員名簿に記載された者(審査基準日以前6か月と1日以上以上の恒常的な雇用関係が必要)について「○」を付す。
なお、評価の対象は、35歳未満の技術職員のみ

「CPD単位内訳一覧表」の「経営での換算単位数」と一致
CPD単位取得数=CPD認定単位÷各認定団体の定数(告示別表第18)×30
上限は30とし、計算結果が30を超えた場合は30とする。(小数点第一位切り捨て)

申請する業種について、次の①から③の要件を全て満たす場合は「1」を、それ以外の場合は「2」を記入する。
①法第15条第2号イに該当する者であること(1級国家資格者相当)
②監理技術者資格者証の交付を受け、有効期限内であること
③審査基準日時点で、法第26条の4から6の規定による講習の有効期限内であること
(※講習を受講した日の翌年の1月1日から5年間 R4.8.15～改正)

〔技術職員名簿の記入方法〕

記載対象は、審査基準日以前に6か月を超える恒常的雇用関係にある技術職員です(20001帳票の項番19の人数と一致)

項番**8** **1**「**頁数**」の欄 **0** **0** **1**と記入してください。31名以上の場合は2枚目を使用し、**0** **0** **2**としてください。「新規掲載者」の欄は、審査対象事業年度に新規に記載した者に「○」を記入してください。

項番**8** **2**「**業種コード**」の欄 申請業種のうち、次の表から1人2つ以内で選び、該当するコードを記入してください。

コード	建設業の種類	コード	工事の種類	コード	工事の種類
01	土木工事業	11	鋼構造物工事業	21	熱絶縁工事業
02	建築工事業	12	鉄筋工事業	22	電気通信工事業
03	大工工事業	13	舗装工事業	23	造園工事業
04	左官工事業	14	しゅんせつ工事業	24	さく井工事業
05	とび・土工事業	15	板金工事業	25	建具工事業
06	石工事業	16	ガラス工事業	26	水道施設工事業
07	屋根工事業	17	塗装工事業	27	消防施設工事業
08	電気工事業	18	防水工事業	28	清掃施設工事業
09	管工事業	19	内装仕上工事業	29	解体工事業
10	タイル・れんが・ブロック工事業	20	機械器具設置工事業		

「**有資格区分コード**」の欄 技術職員が保有する資格のうち、項番82で記入したコードに対応する建設業の種類に係る資格について、別表の資格区分コード表(26頁～)に従い、該当するコードを記入してください。

「**講習受講**」の欄 審査基準日時点で、監理技術者資格者証を持つ1級国家資格者又は技術士であり、監理技術者講習(①～⑤全てを満たすこと)を受けているものに「1」、それ以外に「2」を記入してください。

〈監理技術者資格者証〉

- ① 初回交付日が審査基準日より前
- ② 有効期限が審査基準日より後
- ③ 有する資格に技術職員名簿に記載した1級国家資格が記載
- ④ 建設業の種類の有無に技術職員名簿に記載した業種に“1”

〈監理技術者講習修了証〉

- ⑤ 審査基準日が修了年月日の属する年の翌年から5年以内

※「**監理技術者資格者証交付番号**」の欄は、監理技術者資格者証の交付番号(11桁)を記入してください。

「**CPD単位取得数**」の欄 49頁の告示別表第18を参考に、「各技術者のCPD認定単位÷各認定機関の定数×30」で得られる数値を記入してください。50頁の「CPD単位内訳一覧表」の「経審での換算単位数」と一致します。

別表 資格区分コード表 ※同一の業種で2種類の資格を記載することはできません。

	コード	資格区分 ※ 〇 内は、資格取得後の必要な実務経験年数			点数	対象業種	必要な確認書類
建設業法	0 0 1	法第 7 条第 2 号イ該当 = 実務経験者			1 点	実務経験のある業種	卒業証書等と 実務経験証明書
		〔実務経験：大卒・短大卒・高専卒 3 年、高卒 5 年〕					
	0 0 2	法第 7 条第 2 号ロ該当 = 実務経験者〔実務経験 1 0 年〕			1 点		実務経験証明書
	0 0 3	法第 1 5 条第 2 号ハ該当（同号イと同等以上） = 大臣認定			1 点	認定書記載の業種	大臣認定書
	0 0 4	法第 1 5 条第 2 号ハ該当（同号ロと同等以上） = 大臣認定			1 点		
	1 1 1	1 級建設機械施工管理技士			5 点	土・と・舗	合格証明書 <

	コード	資格区分 ※ ○ 内は、資格取得後の必要な実務経験年数	点数	対象業種	必要な確認書類
建設業法	2 2 F	2級電気工事施工管理技士補	1点	機・消 ※7	合格証明書 ※6 ※7に該当する場合は、合格証明書と実務経験証明書 〔※6 合格後の実務経験3年〕 〔※7 合格後の実務経験5年〕
			5点	管	
	1 2 9	1級管工事施工管理技士	1点	筋・しゅ・板・機・絶・井・具・水・消清 ※6	
	1 2 G	1級管工事施工管理技士補	1点	筋・しゅ・板・機・絶・井・具・水・消清 ※6	
			2点	管	
	2 3 0	2級管工事施工管理技士	1点	筋・しゅ・板・機・絶・井・具・水・消清 ※7	
			1点	筋・しゅ・板・機・絶・井・具・水・消清 ※7	
	2 3 A	2級管工事施工管理技士補	1点	筋・しゅ・板・機・絶・井・具・水・消清 ※7	
	1 3 1	1級電気通信工事施工管理技士	5点	通	
	2 3 2	2級電気通信工事施工管理技士	2点	通	
			5点	園	
	1 3 3	1級造園施工管理技士	1点	左・と・石・屋・タ・筋・しゅ・塗・防絶・井・水・清・解 ※6	
	1 3 D	1級造園施工管理技士補	1点	左・と・石・屋・タ・筋・しゅ・塗・防絶・井・水・清・解 ※6	
建築士法	2 3 4	2級造園施工管理技士	5点	園	第一次検定の合格証明書及び主任技術者となる資格を有していることがわかる書面又は監理技術者となる資格を有していることがわかる書面
			1点	左・と・石・屋・タ・筋・しゅ・塗・防絶・井・水・清・解 ※7	
	2 3 E	2級造園施工管理技士補	1点	左・と・石・屋・タ・筋・しゅ・塗・防絶・井・水・清・解 ※7	
	0 0 5	管理技術者補佐（1級技術士補又は1級技士補）	4点	合格を証明する書面に記載の業種のみ	
建築士法	1 3 7	1級建築士	5点	建・大・屋・タ・鋼・内	免許証
	2 3 8	2級建築士	2点	建・大・屋・タ・内	
	2 3 9	木造建築士	2点	大	
技術士法	1 4 1	建設・総合技術管理（建設）	5点	土・と・電・舗・しゅ・園・解 ※2	登録証 （※2に該当する場合は、登録証と登録解体工事終了証又は実務経験証明書（解体工事の実務経験1年））
	1 4 2	建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理（建設「鋼構造及びコンクリート」）	5点	土・と・電・鋼・舗・しゅ・園・解 ※2	
	1 4 3	農業「農業土木」・総合技術監理（農業「農業土木」）	5点	土・と	
	1 4 4	電気電子・総合技術監理（電気電子）	5点	電・通	
	1 4 5	機械・総合技術監理（機械）	5点	機	
	1 4 6	機械「流体工学」又は「熱工学」・総合技術監理（機械「流体工学」又は「熱工学」）	5点	管・機	
	1 4 7	上下水道・総合技術監理（上下水道）	5点	管・水	
	1 4 8	上下水道「上水道及び工業用水道」・総合技術監理（上下水道「上水道及び工業用水道」）	5点	管・井・水	
	1 4 9	水産「水産土木」・総合技術監理（水産「水産土木」）	5点	土・と・しゅ	
	1 5 0	森林「林業」・総合技術監理（森林「林業」）	5点	園	
	1 5 1	森林「森林土木」・総合技術監理（森林「森林土木」）	5点	土・と・園	
	1 5 2	衛生工学・総合技術監理（衛生工学）	5点	管	
	1 5 3	衛生工学「水質管理」・総合技術監理（衛生工学「水質管理」）	5点	管・水	
	1 5 4	衛生工学「廃棄物管理」・総合技術監理（衛生工学「廃棄物管理」）	5点	管・水・清	
電気	1 5 5	第1種電気工事士	2点	電	免状
工事士法	2 5 6	第2種電気工事士（実務経験3年）	1点	電	免状と実務経験証明書
電気事業法	2 5 8	電気主任技術者（第1種～第3種）（実務経験5年）	1点	電	
電気通信事業法	2 5 9	電気通信主任技術者（実務経験5年）	1点	通	
	2 3 5	工事担任者（実務経験3年）	1点	通	資格者証の写しと実務経験証明書
水道法	2 6 5	給水装置工事主任技術者（実務経験1年）	1点	管	資格者証の写しと実務経験証明書
消防法	1 6 8	甲種消防設備士	2点	消	免状
	1 6 9	乙種消防設備士	2点	消	

	コード	資格区分 ※ □ 内は、資格取得後の必要な実務経験年数	点数	対象業種	必要な確認書類
職業能力 開発促進法	171	建築大工（1級）	2点	大	合格証書 ※実務経験を有 する場合は実務 経験証明書も必 要
	271	建築大工（2級） 〔実務経験3年〕	1点	大	
	164	型枠施工（1級）	2点	大・と	
	264	型枠施工（2級） 〔実務経験3年〕	1点	大・と	
	172	左官（1級）	2点	左	
	272	左官（2級） 〔実務経験3年〕	1点	左	
	157	とび・とび工（1級）	2点	と・解	
	257	とび・とび工（2級） 〔実務経験3年〕 ※「解」の場合は解体工事の実務経験3年必要	1点	と・解	
	173	コンクリート圧送施工（1級）	2点	と	
	273	コンクリート圧送施工（2級） 〔実務経験3年〕	1点	と	
	166	ウェルポイント施工（1級）	2点	と	
	266	ウェルポイント施工（2級） 〔実務経験3年〕	1点	と	
	174	冷凍空調調和機器施工・空調調和設備配管（1級）	2点	管	
	274	冷凍空調調和機器施工・空調調和設備配管（2級） 〔実務経験3年〕	1点	管	
	175	給排水衛生設備配管（1級）	2点	管	
	275	給排水衛生設備配管（2級） 〔実務経験3年〕	1点	管	
	176	配管・配管工（1級）	2点	管	
	276	配管・配管工（2級） 〔実務経験3年〕	1点	管	
	170	建築板金「ダクト板金作業」（1級）	2点	管・屋・板	
	270	建築板金「ダクト板金作業」（2級） 〔実務経験3年〕	1点	管・屋・板	
	177	タイル張り・タイル張り工（1級）	2点	タ	
	277	タイル張り・タイル張り工（2級） 〔実務経験3年〕	1点	タ	
	178	築炉・築炉工（1級）・れんが積み	2点	タ	
	278	築炉・築炉工（2級） 〔実務経験3年〕	1点	タ	
	179	ブロック建築・ブロック建築工（1級）・コンクリート積みブ ロック施工	2点	石・タ	
	279	ブロック建築・ブロック建築工（2級） 〔実務経験3年〕	1点	石・タ	
	180	石工・石材施工・石積み（1級）	2点	石	
	280	石工・石材施工・石積み（2級） 〔実務経験3年〕	1点	石	
	181	鉄工・製罐（1級）	2点	鋼	
	281	鉄工・製罐（2級） 〔実務経験3年〕	1点	鋼	
	182	鉄筋組立て・鉄筋施工（1級）	2点	筋	
	282	鉄筋組立て・鉄筋施工（2級） 〔実務経験3年〕	1点	筋	
	183	工場板金（1級）	2点	板	
	283	工場板金（2級） 〔実務経験3年〕	1点	板	
	184	板金「建築板金作業」・建築板金・板金工「建築板金作業」 （1級）	2点	屋・板	
	284	板金「建築板金作業」・建築板金・板金工「建築板金作業」 （2級） 〔実務経験3年〕	1点	屋・板	
	185	板金・板金工・打出し板金（1級）	2点	板	
	285	板金・板金工・打出し板金（2級） 〔実務経験3年〕	1点	板	
	186	かわらぶき・スレート施工（1級）	2点	屋	
	286	かわらぶき・スレート施工（2級） 〔実務経験3年〕	1点	屋	
	187	ガラス施工（1級）	2点	ガ	
	287	ガラス施工（2級） 〔実務経験3年〕	1点	ガ	
	188	塗装・木工塗装・木工塗装工（1級）	2点	塗	
	288	塗装・木工塗装・木工塗装工（2級） 〔実務経験3年〕	1点	塗	
	189	建築塗装・建築塗装工（1級）	2点	塗	
	289	建築塗装・建築塗装工（2級） 〔実務経験3年〕	1点	塗	
	190	金属塗装・金属塗装工（1級）	2点	塗	
	290	金属塗装・金属塗装工（2級） 〔実務経験3年〕	1点	塗	
	191	噴霧塗装工（1級）	2点	塗	
	291	噴霧塗装工（2級） 〔実務経験3年〕	1点	塗	
	167	路面標示施工	2点	塗	
	192	量製作・量工（1級）	2点	内	
	292	量製作・量工（2級） 〔実務経験3年〕	1点	内	
	193	内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施 工・表装・表具・表具工（1級）	2点		
	293	内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施 工・表装・表具・表具工（2級） 〔実務経験3年〕	1点		

	コード	資格区分 ※ 〇 内は、資格取得後の必要な実務経験年数	点数	対象業種	必要な確認書類
職業能力 開発促進法	194	熱絶縁施工（１級）	2点	絶	合格証書
	294	熱絶縁施工（２級） 〔実務経験３年〕	1点	絶	※実務経験を有 する場合は実務 経験証明書も必 要
	195	建具製作・建具工・木工・カーテンウォール施工・サッシ施工 （１級）	2点	具	
	295	建具製作・建具工・木工・カーテンウォール施工・サッシ施工 （２級） 〔実務経験３年〕	1点	具	
	196	造園（１級）	2点	園	
	296	造園（２級） 〔実務経験３年〕	1点	園	
	197	防水施工（１級）	2点	防	
	297	防水施工（２級） 〔実務経験３年〕	1点	防	
	198	さく井（１級）	2点	井	
	298	さく井（２級） 〔実務経験３年〕	1点	井	
登録技術 意見等そ の他	061	地すべり防止工事 〔実務経験１年〕	1点	と・井	登録証と実務経 験証明書
	040	基礎ぐい工事 ※平成２７年度の基礎施工士検定試験に合格した者を含む	2点	と	登録証又は合格 証書等
	062	建築設備士 〔実務経験１年〕	1点	電・管	登録証と実務経 験証明書
	063	計装 〔実務経験１年〕	1点	電・管	登録証又は合格 証書と実務経験 証明書
	060	解体工事 ※平成１７年度までの解体工事施工技士資格試験及び平成２７年度までの 解体工事施工技士試験に合格した者を含む	2点	解	登録証又は合格 証書等
	064	基幹技能者	3点	講習修了証記載の業種のみ	講習修了証
	099	その他	1点	実務経験のある業種	実務経験証明書
		学校教育法による専修学校（専門学校）卒業者のうち次の者 高度専門士・専門士（実務経験 ３年） 専修学校専門課程卒（実務経験 ５年）			
	703	レベル３技能者（建設キャリアアップシステム）	2点	能力判定（レベル判定）結果通知書に記載	能力評価（レベル 判定）結果通知書
	704	レベル４技能者（建設キャリアアップシステム）	3点	の業種	

- ※１ 平成２７年度までの合格者は、登録解体講習の修了又は合格後、解体工事の実務経験１年が必要です。
（平成２８年度以降の合格者は不要です）
- ※２ 登録解体工事講習の修了又は合格後解体工事の実務経験１年が必要です。
- ※３ 平成１６年３月以前に合格した「職業能力開発促進法」に基づく２級の技能検定に関しての実務経験は１年となります。
（平成１７年２月２３日付国土交通省告示１９９号）
- ※４ 「基礎ぐい工事」には、平成２７年度の基礎施工士検定試験に合格した者を含みます。
- ※５ 「解体工事」には、平成１７年度までの解体工事施工技士資格試験及び平成２７年度までの解体工事施工技士試験に合格した者を含みます。
- ※６ 合格後申請業種の実務経験３年が必要です。
- ※７ 合格後申請業種の実務経験５年が必要です。

◎資格区分コード「００１」及び「０９９」に必要とされる指定学科一覧

建設業の種類	指定学科
土木工事業／舗装工事業	土木工学（農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関する学科を含む。以下この表において同じ。）、都市工学、衛生工学又は交通工学に関する学科
建築工事業／大工工事業	建築学又は都市工学に関する学科
ガラス工事業／内装仕上工事業	土木工学又は建築学に関する学科
左官工事業	
とび・土工・コンクリート工事業	
石工事業／屋根工事業	
タイル・れんが・ブロック工事業	
塗装工事業／解体工事業	
電気工事業／電気通信工事業	電気工学又は電気通信工学に関する学科
管工事業／水道施設工事業	土木工学、建築学、機械工学、都市工学又は衛生工学に関する学科
清掃施設工事業	
鋼構造物工事業／鉄筋工事業	土木工学、建築学、機械工学に関する学科
しゅんせつ工事業	土木工学又は機械工学に関する学科
板金工事業	建築学又は機械工学に関する学科
防水工事業	土木工学又は建築学に関する学科
機械器具設置工事業／消防設備工事業	建築学、機械工学又は電気工学に関する学科

建設業の種類	指定学科
熱絶縁工事業	土木工学、建築学又は機械工学に関する学科
造園工事業	土木工学、建築学、都市工学又は林学に関する学科
さく井工事業	土木工学、鉱山学、機械工学又は衛生工学に関する学科
建具工事業	建築学又は機械工学に関する学科

実 務 経 験 証 明 書

下記の者は、**塗装** 工事に関し、下記のとおり実務の経験を有することに相違ないことを証明します。

必ず記入

令和 7 年 2 月 1 日

証明者は、証明しようとする期間、
被証明者が在籍していた法人の代
表者又は個人の事業主とする。

豊後大野市三重町市場1123
株式会社 豊後大野建設
代表取締役 大野 太郎

証明者の立場からみた被証明
者との関係を記入する。
(例)役員、社員、従業員等

証 明 者

被証明者との関係

社 員

記

技 術 者 の 氏 名	大野 三郎	生年月日	昭和40年1月1日	使用された 期 間	H26年1月から
使 用 者 の 商 号 又 は 名 称	株式会社 豊後大野建設				R6年12月まで
職 名	実 務 経 験 の 内 容			実 務 経 験 年 数	
工事課長	〇〇〇〇塗装工事他13件			H26年 4月から H26年12月まで	
〃	△△△△塗装工事他9件			H27年 1月から H27年12月まで	
〃	××××塗装工事業他23件			H28年 1月から H28年12月まで	
〃	□□□□塗装工事他19件			H29年 1月から H29年12月まで	
〃	〇〇〇〇塗装工事他13件			H30年 1月から H30年12月まで	
〃	△△△△塗装工事他9件			H31年 1月から R1年12月まで	
〃	××××塗装工事業他23件			R2年 1月から R2年12月まで	
〃	□□□□塗装工事他19件			R3年 1月から R3年12月まで	
〃	〇〇〇〇塗装工事他13件			R4年 1月から R4年12月まで	
〃	△△△△塗装工事他9件			R5年 1月から R5年12月まで	
〃	××××塗装工事業他23件			R6年 1月から R6年12月まで	
				年 月から 年 月まで	
	使用者と証明者が異なる理由を記入する。 (例)平成〇年〇月 会社解散のため。 平成〇年〇月 事業主死亡のため。			年 月から 年 月まで	
使用者の証明を得ることが できない場合はその理由				合計 満 10 年 9 月	

- 記載要領
- この証明書は、許可を受けようとする建設業に係る建設工事の種類ごとに、被証明者1人について、証明者別に作成すること。
 - 「職名」の欄は、被証明者が所属していた部課名等を記載すること。
 - 「実務経験の内容」の欄は、従事した主な工事名等を具体的に記載すること。
 - 「合計 満 年 月」の欄は、実務経験年数の合計を記載すること。

【※注意事項】
同時に複数の種類の建設工事の施工に従事していた期間について、実務経験を重複して計算することはできません。
例えば、並行して「舗装」・「とび土工」の両方に従事（15年）していたとしても、「舗装」の実務経験（10年）を証明した期間を、重ねて「とび土工」の実務経験に参入することはできません。（「とび土工」の実務経験は5年となります）

(5) 工事経歴書の記入例と記入方法

工事経歴書の作成について

工事経歴書は、建設業許可の申請を行う際の添付書類として、提出することとされており、許可後においても毎事業年度終了後4か月以内に、財務諸表と併せて提出することとなっています。

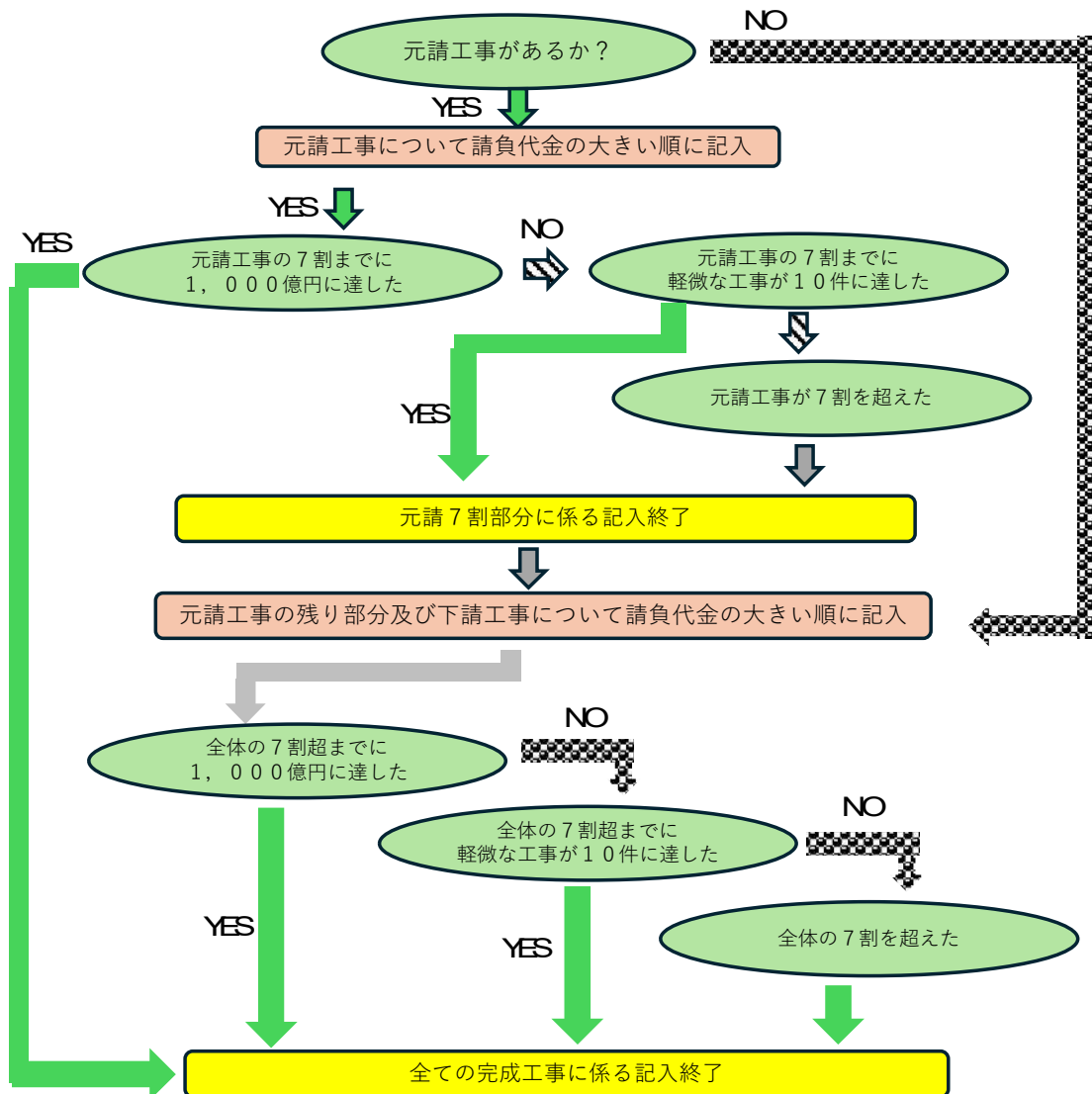
特に、経営事項審査の申請を兼ねて事業年度終了報告書を作成する場合には、消費税課税業者は「税抜」、免税事業者は「税込」で作成します。

工事経歴書の記入フロー

- ①元請工事に係る完成工事について、元請工事の完成工事高合計の7割を超えるところまで記入
- ②続けて、残りの元請工事と下請工事に係る完成工事高について、全体の完成工事高合計の7割を超えるところまで記入
ただし、①②において、1,000億円又は軽微な工事(※)の10件を超える部分については、記入を要しない

※軽微な工事とは

建設業法施行令第1条の2第1項に規定する工事であって、工事1件あたりの請負代金が建築一式にあっては、税込1500万円に満たない工事又は延べ面積が150平方メートルに満たない木造住宅工事、建築一式以外の建設工事にあっては、税込500万円に満たない工事。



- 1 この表は、建設業法別表第一の上欄に掲げる建設工事の種類(業種)ごとに作成してください。
- 2 「税込・税抜」について、消費税課税業者は「税抜」、免税業者は「税込」に「○」をつけてください。
- 3 この表には、審査対象事業年度に完成した建設工事(以下「完成工事」という。)を記入してください。

〈元請完成工事の合計額の7割を超えるまでに記入した軽微な工事が10件未満であった場合〉

元請の残り部分の完成工事及び下請完成工事に軽微な工事があるときは、先に記入した元請の軽微な工事の件数と併せて合計10件となるように記入してください。

- 4 下請工事については、「注文者」の欄には当該下請工事の直接の注文者の商号又は名称を、「工事名」の欄には当該下請工事の名称を記入してください。なお、記入に際しては、個人が特定されることのないよう十分に配慮してください。
- 5 「元請又は下請の別」の欄は、元請工事は「元請」と、下請工事は「下請」と記入してください。
- 6 「JVの別」の欄は、共同企業体(JV)として行った工事について「JV」と記入してください。
- 7 「配置技術者」の欄は、完成工事について、法第26条第1項または第2項の規定により各工事現場に置かれた技術者の氏名及び主任技術者又は監理技術者の別を記入してください。また、当該工事の施工中に配置技術者の変更があった場合には、変更前の者も含むすべての者を記入してください。
- 8 「請負代金の額」の欄は、共同企業体として行った工事については、共同企業体全体の請負代金の額に出資の割合を乗じた額又は分担した工事額を記入してください。また、工事進行基準を採用している場合には、当該工事進行基準が適用される完成工事について、上段に請負金額総額を括弧書で記載し、下段に当期の出来高金額を記載してください。
- 9 「請負代金の額」の「うち、PC・法面処理・鋼橋上部」の欄は、土木一式、とび・土工・コンクリート、鋼構造物の各工事について工事経歴書を作成する場合で、該当がある場合は、略語に○を付し、工事ごとに請負代金の額を記入してください。
- 10 「小計」の欄は、ページごとの完成工事の件数の合計並びに完成工事及びそのうちの元請工事に係る請負代金の額の合計及び9により「PC」、「法面処理」及び「鋼橋上部」について請負代金の額を区分して記入した額の合計を記入してください。
- 11 「合計」の欄は、最終ページにおいて、すべての完成工事の件数の合計並びに完成工事及びそのうちの元請工事に係る請負代金の額の合計及び9により「PC」、「法面処理」及び「鋼橋上部」について請負代金の額を区分して記入した額の合計を記入してください。

(注)次に例示するようなものは『建設工事』ではありません。

- 草刈り、伐採 ○樹木剪定、庭木監理 ○緑地、公園管理
- 機械、設備の保守、点検、修理、部品交換 ○溝清掃(水路の堆積物の除去等)
- 商品売上、建売住宅の販売 ○自家用工作部に関する工事 ○測量
- 産業廃棄物の処理、土砂の撤去 ○路面清掃
- 浄化槽の清掃 ○電球の交換 ○除雪作業

該當するものに丸を付す

該當するものに丸を付す

①元請工事について、請負代金の大きい順に記入

工事 (税込) ・ 税抜)

(建設工事の種類)

注 文 者	JV の 別	工 事 名	工事現場のあり 知造店県及び 村名	氏 名	金 の 額		工 期
元請 又は 下請 の別	元請 又は 下請 の別	元請 又は 下請 の別	元請 又は 下請 の別	元請 又は 下請 の別	元請 又は 下請 の別	元請 又は 下請 の別	元請 又は 下請 の別
大分県〇〇土木事務所	元請	県道〇〇線道路改良工事	大分県 大分市	〇〇〇〇	①	27,500千円	令和 年 月 日 完成予定年月
大分県〇〇土木事務所	元請	〇	〇	〇	②	18,000千円	
大分県〇〇土木事務所	元請	〇	〇	〇	③	9,000千円	
〇〇〇建設(株)	下請	〇	〇	〇	④	14,000千円	
(株) 〇〇建設	下請	〇	〇	〇	⑤	8,000千円	
②元請工事合計額の7割を超えるところまで記入 例) 元請工事合計額 75,000千円 記入した元請工事合計額 54,500千円 (①～③の合計) 54,500千円 ÷ 75,000千円 = 72.7%					③既に記入した元請工事以外の元請工事及び下請工事について、すべての合計額の7割を超えるところまでに記入 例) 工事合計額 100,000千円 記入した工事額 76,500千円 (①～⑤の合計) 76,500千円 ÷ 100,000千円 = 76.5% 全体金額の7割を超えたため記入終了		
契約関係書類は、格付業種(土木一式・建築一式・電気・管・舗装)ごとに公共工事・民間工事それぞれ請負代金の大きい順に上位3件の契約書等の写しを添付。 * 工事経歴書の工事名欄に具体的な工事名を記載したものの中から公共・民間それぞれ金額の大きい上位3件分の写しを添付してください。					「小計」・「合計」のうち、元請工事に係る請負代金の額の合計を記載		
ページごとの完成工事の件数及び請負代金の額の合計を記載					うち 元請工事 千円		
最終ページにおいて、全ての完成工事の件数及び請負代金の額の合計を記載					うち 元請工事 千円		

工事経歴書

工事（税込・税抜）

（建設工事の種類）

注文者	元請又は	JVの	工事名	工事現場のあり 都道府県及び 市町村名	氏名	配置技術者 主任技術者又は監理技術者の別（該当箇所にレ印を記す） 主任技術者 監理技術者	請負代金の額 うち、 ・PC ・法面処理 ・鋼橋上部	工期 着工年月 完成又は 完成予定年月
注文者が個人の場合は、アルファベットで表記								
A	元請		A 邸空調設置工事	大分県 大分市		①	2,900千円	令和 年 月
B	元請		B 邸空調設置工事	大分県		②	2,700千円	令和 年 月
C	元請		C 邸空調設置工事			③	2,200千円	令和 年 月
〇〇建設（株）	元請					④	1,200千円	令和 年 月
（株）〇〇建設	元請					⑤	1,200千円	令和 年 月
	元請					⑥	1,100千円	令和 年 月
	元請					⑦	1,000千円	令和 年 月
	元請					⑧	1,000千円	令和 年 月
	元請					⑨	900千円	令和 年 月
	元請					⑩	800千円	令和 年 月
	下請					⑪	8,000千円	令和 年 月
	下請					⑫	7,000千円	令和 年 月
							千円	令和 年 月

①元請工事の7割を超えるまでに軽微な工事が10件に達したため元請工事の記入終了

例) 元請工事合計額 25,000千円
記入した元請工事合計額 15,000千円 (①~⑩の合計)
15,000千円÷25,000千円=60.0%
ただし、軽微な工事が10件に達したため記入終了

②元請工事の残り部分及び下請工事について、請負代金の大きい順に全体の工事合計額が7割に達するまで記入

例) 全体の工事合計額 40,000千円
記入した工事合計額 30,000千円 (①~⑩の合計)
30,000千円÷40,000千円=75.0%
全体の7割を超えたため、すべての完成工事に係る記入

契約関係書類は、格付業種（土木一式・建築一式・電気・管・舗装）ごとに公共工事・民間工事それぞれ請負代金の大きい順に上位3件の契約書等の写しを添付。
* 工事経歴書の工事名欄に具体的な工事名を記載したものから公共・民間それぞれ金額の大きい上位3件分の写しを添付してください。

契約関係書類は、格付業種以外は全業種（その他工事を除く）の公共工事・民間工事それぞれ請負代金の大きい順に上位3件の契約書等の写しを添付。
* 工事経歴書の工事名欄に具体的な工事名を記載したものから公共・民間それぞれ金額の大きい上位3件分の写しを添付してください。

小計	12件	30,000千円	千円	うち 元請工事	15,000千円	千円
合計	50件	40,000千円	千円	うち 元請工事	25,000千円	千円

王經集注

税抜)

実績のない業種についても工事経歴書の省略は出来ないが、実績のない業種をまとめて1枚の工事経歴書に記載することができる（その他工事は実績が無ければ省略可能）。

合 計	0件	0千円	千円	うち 元請工事 千円
-----	----	-----	----	---------------

まちがしやすい業種例

総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物を建設する工事	}	-----	土木一式工事
農業用水道工事			
かんがい用排水施設工事			
総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を建設する工事		-----	建築一式工事
家屋解体工事		-----	解体工事
ガードレール設置工事	}		
カーブミラー設置工事			
交通標識設置工事			
フェンス設置工事		-----	とび・土工工事
バックネット設置工事			
土留め工事			
盛土工事			
小規模な宅造工事			
コンクリート舗装工事		-----	舗装工事
線引等道路上表示工事		-----	塗装工事
浄化槽設置工事		-----	管工事
造作工事	}		
型枠工事		-----	大工工事
信号設備工事		-----	電気工事
建築物の修理		-----	該当専門工事

***一式工事においては、総合的な企画調整が必要となるため、比較的規模の大きな工事が該当します。少額工事（概ね契約金額が100万円未満の工事）については、原則各専門工事に分類してください。**

土木一式工事及び建築一式工事の考え方

総合的な企画、指導、調整のもとに土木（建築）工作物を建設する工事

【昭和47年3月8日建設省告示第350号】

- ①総合的な企画、指導、調整が必要な建設工事
- ②大規模かつ複雑で、専門工事では施工困難な建設工事
- ③複数の専門工事を有機的に組み合わせて社会通念上独立の使用目的がある土木工作物又は建築物を造る建設工事

（ただし、2つ以上の建設工事であっても、主たる建設工事を施工するために必要な建設工事は、建設業法第4条に定める附帯工事に該当する。）

※ 建設工事の内容に応じて、業種ごとに建設業の許可を得て、建設工事を請け負うことが必要

土木一式工事 ≠ 土木系オールマイティー

建築一式工事 ≠ 建築系オールマイティー

※ 元請業者が専門工事として請け負った工事が、下請業者において一式工事となることはありません。

元請（ほ装工事）  下請（土木一式工事）

元請（内装仕上工事）  下請（建築一式工事）

※ 原則として2次以降の下請工事は一式工事として認められません。

1次下請（土木一式工事）  2次下請（土木一式工事）

1次下請（建築一式工事）  2次下請（建築一式工事）

上下水道等の工事に係る工種の考え方

1. 上水道工事

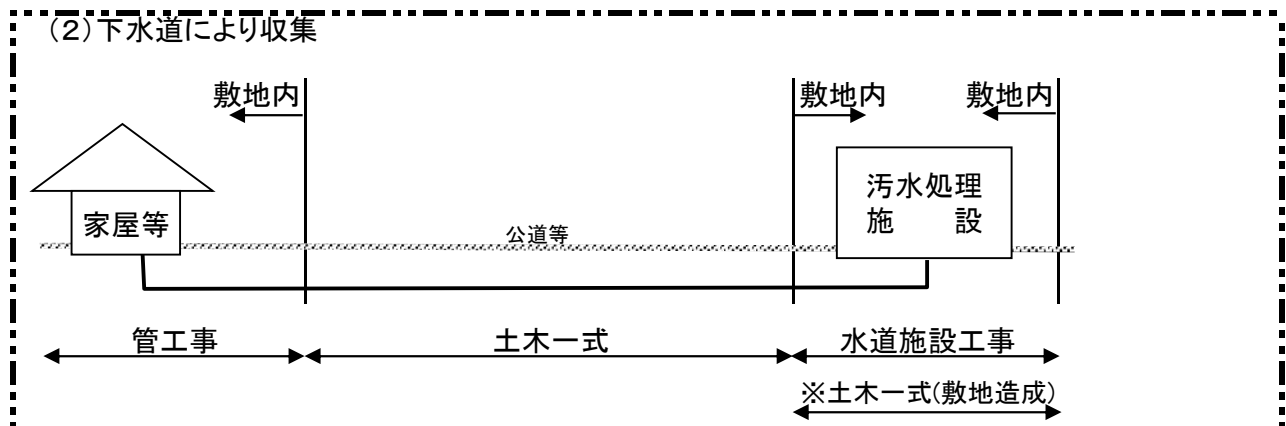


2. 下水道工事

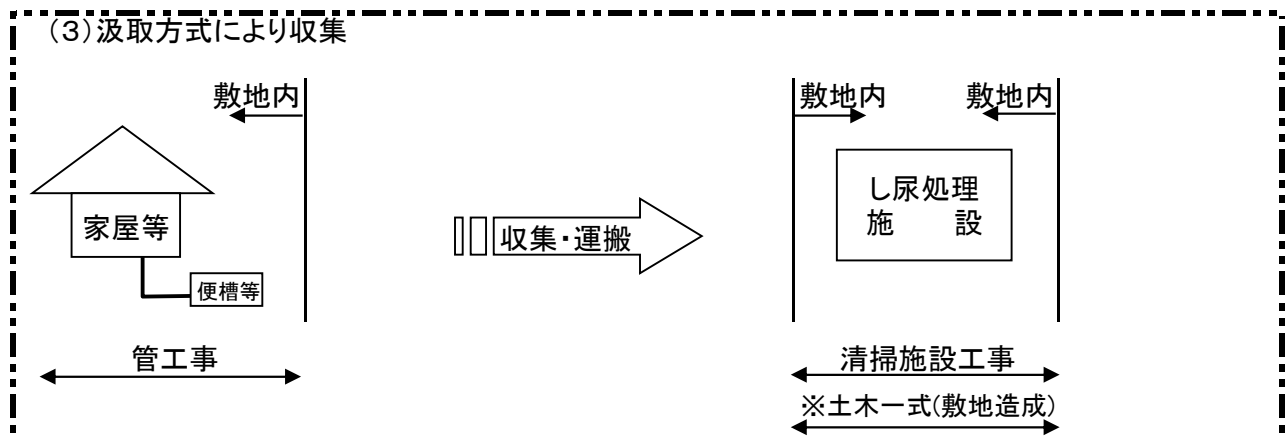
(1) 浄化槽設置



(2) 下水道により収集



(3) 汲取方式により収集



解体工事の業種区分の考え方

建築一式工事

ビルの建て替え工事

古いビルの解体工事と、
同じ敷地内に新たにビル
を建設する工事を一体で
請け負う工事



解体工事

家屋等の解体工事

家屋等の工作物を
解体する工事



各専門工事

信号機の解体工事

元請が信号機のみ
を解体する工事。
→電気工事に該当



(6) 経理処理の適正を確認した旨の書類の記入例

(用紙A4)

様式第2号

経理処理の適正を確認した旨の書類

建設業者の商号又は名称、確認の対象となる決算期の期間及び期を記入。

私は、建設業法施行規則第18条の3第3項第2号の規定に基づく確認を行うため、**株式会社 大分建設工業** の**令和6年1月1日から令和6年12月31日**までの第〇〇期事業年度における計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表について、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行をしん酌され作成されたものであること及び別添の会計処理に関する確認項目の対象に係る内容について適正に処理されていることを確認しました。

商号又は名称 株式会社大分建設工業
所属・役職 経理部長

氏 名 高崎 花子 印

以上

以下の資格を持つ者(建設業に従事する常勤の職員に限る、監査役は対象外)が自ら署名し、押印すること。

- ① 公認会計士又は税理士であって、指定研修を受けた者
- ② 一級登録経理試験に合格した者であって、合格した日の属する年度の翌年度の日から起算して5年を経過しないもの
- ③ 一級登録経理講習を受講した者であって、受講した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して5年を経過しないもの
- ④ 公認会計士又は税理士であって、資格を有した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して1年を経過しない者

別添

建設業の経理が適正に行われたことに係る確認項目

項目	内容
全体	前期と比較し概ね20%以上増減している科目についての内容を検証する。特に次の科目については、詳細に検証し不適切なものが含まれていないことを確認した。 受取手形、完成工事未収入金等の営業債権 未成工事支出金等の棚卸資産 貸付金等の金銭債権 借入金等の金銭債務 完成工事高、兼業事業売上高 完成工事原価、兼業事業売上原価 支払利息等の金融費用
預貯金	残高証明書又は預金通帳等により残高を確認している。
金銭債権	営業上の債権のうち正常営業循環から外れたものがある場合、これを投資その他の資産の部に表示している。
	営業上の債権以外の債権でその履行時期が1年以内に到来しないものがある場合、これを投資その他の資産の部に表示している。
	受取手形割引額及び受取手形裏書譲渡額がある場合、これを注記している。
貸倒損失 貸倒引当金	法的に消滅した債権又は回収不能な債権がある場合、これらについて貸倒損失を計上し債権金額から控除している。
	取立不能のおそれがある金銭債権がある場合、その取立不能見込額を貸倒引当金として計上している。
	貸倒損失・貸倒引当金繰入額等がある場合、その発生の態様に応じて損益計算上区分して表示している。
有価証券	有価証券がある場合、売買目的有価証券、満期保有目的の債券、子会社株式及び関連会社株式、その他有価証券に区分して評価している。
	売買目的有価証券がある場合、時価を貸借対照表価額とし、評価差額は営業外損益としている。
	市場価格のあるその他有価証券を多額に保有している場合、時価を貸借対照表価額とし、評価差額は洗替方式に基づき、全部純資産直入法又は部分純資産直入法により処理している。
	時価が取得価額より著しく下落し、かつ、回復の見込みがない市場価格のある有価証券(売買目的有価証券を除く。)を保有する場合、これを時価で評価し、評価差額は特別損失に計上している。

	その発行会社の財政状態が著しく悪化した市場価格のない株式を保有する場合、これについて相当の減額をし、評価差額は当期の損失として処理している。
棚卸資産	原価法を採用している棚卸資産で、時価が取得原価より著しく低く、かつ、将来回復の見込みがないものがある場合、これを時価で評価している。
未成工事支出金	発注者に生じた特別の事由により施工を中断している工事で代金回収が見込めないものがある場合、この工事に係る原価を損失として計上し、未成工事支出金から控除している。
	施工に着手したものの、契約上の重要な問題等が発生したため代金回収が見込めない工事がある場合、この工事に係る原価を損失として計上し、未成工事支出金から控除している。
経過勘定等	前払費用と前払金、前受収益と前受金、未払費用と未払金、未収収益と未収金は、それぞれ区別し、適正に処理している。
	立替金、仮払金、仮受金等の項目のうち、金額の重要なもの又は当期の費用又は収益とすべきものがある場合、適正に処理している。
固定資産	減価償却は経営状況により任意に行うことなく、継続して規則的な償却を行っている。
	適用した耐用年数等が著しく不合理となった固定資産がある場合、耐用年数又は残存価額を修正し、これに基づいて過年度の減価償却累計額を修正し、修正額を特別損失に計上している。
	予測することができない減損が生じた固定資産がある場合、相当の減額をしている。
	使用状況に大幅な変更があった固定資産がある場合、相当の減額の可能性について検討している。
	研究開発に該当するソフトウェア制作費がある場合、研究開発費として費用処理している。
	研究開発に該当しない社内利用のソフトウェア制作費がある場合、無形固定資産に計上している。
	遊休中の固定資産及び投資目的で保有している固定資産で、時価が50%以上下落しているものがある場合、これを時価で評価している。
	時価のあるゴルフ会員権につき、時価が50%以上下落しているものがある場合、これを時価で評価している。
	投資目的で保有している固定資産がある場合、これを有形固定資産から控除し、投資その他の資産に計上している。
繰延資産	資産として計上した繰延資産がある場合、当期の償却を適正に行っている。
	税法固有の繰延資産がある場合、投資その他の資産の部に長期前払費用等として計上し、支出の効果の及ぶ期間で償却を行っている。

金銭債務	金銭債務は網羅的に計上し、債務額を付している。
	営業上の債務のうち正常営業循環から外れたものがある場合、これを適正な科目で表示している。
	借入金その他営業上の債務以外の債務でその支払期限が1年以内に到来しないものがある場合、これを固定負債の部に表示している。
未成工事受入金	引渡前の工事に係る前受金を受領している場合、未成工事受入金として処理し、完成工事高を計上していない。ただし、工事進行基準による完成工事高の計上により減額処理されたものを除く。
引当金	将来発生する可能性の高い費用又は損失が特定され、発生原因が当期以前にあり、かつ、設定金額を合理的に見積ることができるものがある場合、これを引当金として計上している。
	役員賞与を支給する場合、発生した事業年度の費用として処理している。
	損失が見込まれる工事がある場合、その損失見込額につき工事損失引当金を計上している。
	引渡を完了した工事につき瑕疵補償契約を締結している場合、完成工事補償引当金を計上している。
退職給付債務 退職給付引当金	確定給付型退職給付制度(退職一時金制度、厚生年金基金、適格退職年金及び確定給付企業年金)を採用している場合、退職給付引当金を計上している。
	中小企業退職金共済制度、特定退職金共済制度及び確定拠出型年金制度を採用している場合、毎期の掛金を費用処理している。
その他の引当金	将来発生する可能性の高い費用又は損失が特定され、発生原因が当期以前にあり、かつ、設定金額を合理的に見積ることができるものがある場合、これを引当金として計上している。
	役員賞与を支給する場合、発生した事業年度の費用として処理している。
	損失が見込まれる工事がある場合、その損失見込額につき工事損失引当金を計上している。
	引渡を完了した工事につき瑕疵補償契約を締結している場合、完成工事補償引当金を計上している。
法人税等	法人税、住民税及び事業税は、発生基準により損益計算書に計上している。
	法人税等の未払額がある場合、これを流動負債に計上している。
	期中において中間納付した法人税等がある場合、これを資産から控除し、損益計算書に表示している。
消費税	決算日における未払消費税等(未収消費税等)がある場合、未払金(未収入金)又は未払消費税等(未収消費税等)として表示している。
税効果会計	繰延税金資産を計上している場合、厳格かつ慎重に回収可能性を検討している。

	繰延税金資産及び繰延税金負債を計上している場合は、その主な内訳等を注記している。
	過去3年以上連続して欠損金が計上されている場合、繰延税金資産を計上していない。
純資産	純資産の部は株主資本と株主資本以外に区分し、株主資本は、資本金、資本剰余金、利益剰余金に区分し、また、株主資本以外の各項目は、評価・換算差額等及び新株予約権に区分している。
収益・費用の計上 (全般)	収益及び費用については、一会計期間に属するすべての収益とこれに対応するすべての費用を計上している。
	原則として、収益については実現主義により、費用については発生主義により認識している。
工事収益 工事原価	適正な工事収益計上基準(工事完成基準、工事進行基準、部分完成基準等)に従っており、工事収益を恣意的に計上していない。
	引渡の日として合理的であると認められる日(作業を結了した日、相手方の受入場所へ搬入した日、相手方が検収を完了した日、相手方において使用収益ができることとなった日等)を設定し、その時点において継続的に工事収益を計上している。
	建設業に係る収益・費用と建設業以外の兼業事業の収益・費用を区分して計上している。ただし、兼業事業売上高が軽微な場合を除く。
	工事原価の範囲・内容を明確に規定し、一般管理費や営業外費用と峻別のうえ適正に処理している。
工事進行基準	工事進行基準を適用する工事の範囲(工期、請負金額等)を定め、これに該当する工事については、工事進行基準により継続的に工事収益を計上している。
	工事進行基準を適用する工事の範囲(工期、請負金額等)を注記している。
	実行予算等に基づく、適正な見積り工事原価を算定している。
	工事原価計算の手続きを経た発生工事原価を把握し、これに基づき合理的な工事進捗率を算定している。
	工事収益に見合う金銭債務「未成工事受入金」を減額し、これと計上した工事収益との減額がある場合、「完成工事未収入金」を計上している。
受取利息配当金	協同組合から支払いを受ける事業分量配当金がある場合、これを受取利息配当金として計上していない。
支払利息	有利子負債が計上されている場合、支払利息を計上している。
JV	共同施工方式のJVに係る資産・負債・収益・費用につき、自社の出資割合に応じた金額のみを計上し、JV全体の資産・負債・収益・費用等、他の割合による金額を計上していない。
	分担施工方式のJVに係る収益につき、契約金額等の自社の施工割合に応じた金額を計上し、JV全体の施工金額等、他の金額を計上していない。

	JVを代表して自社が実際に支払った金額と協定原価とが異なることに起因する利益は、当期の収益または未成工事支出金のマイナスとして処理している。
個別注記表	重要な会計方針に係る事項について注記している。 資産の評価基準及び評価方法 固定資産の減価償却の方法 引当金の計上基準 収益及び費用の計上基準
	会社の財産又は損益の状態を正確に判断するために必要な事項を注記している。
	当期において会計方針の変更等があった場合、その内容及び影響額を注記している。

建設機械保有状況内訳書

許可番号 大臣・知事 第 号
商号又は名称

該当するものに「○」
をつける

リース契約が審査基準日後
1年7か月以上(経費の有
効期間)のものが対象。

通番	建設機械の種類	メーカー名	製造番号・車体番号	所有 又は リース	取得日又はリース期間	特定自主検査等 実施年月日
1				所 リ	～	
2				所 リ	～	
3				所 リ	～	
4				所 リ	～	
5				所 リ	～	
6				所 リ	～	
7				所 リ	～	
8				所 リ	～	
9				所	～	
10	評価対象となる機械 ①ショベル系掘削機:ショベル、バックホウ、クラムシェル、クレーン又はパイルドライバーのアタッチメントを有するもの ②ブルドーザー:自重が3トン以上のもの ③トラクターショベル:バケット容量が0.4立方メートル以上のもの ④モーターグレーダー:自重が5トン以上のもの ⑤締固め用機械 ⑥解体用機械 ⑦高所作業車:作業床の高さが2メートル以上のもの ⑧ダンプ:土砂運搬が可能なもの ⑨移動式クレーン:つり上げ荷重3トン以上のもの ※リース期間が審査基準日から1年7か月以内に終了するが、リース契約の更新、延長及び買い取りを予定している 場合は、下欄のリース契約に関する申出書に記載し、チェック欄にチェックを入れてください。					
11						
12						
13						
14						
15						

(記入要領)

- 1 「建設機械の種類」欄には、ショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクターショベル、モーターグレーダー、大型ダンプ車、移動式クレーンのいずれかを記入すること。
2 自己所有の場合は取得年月日のみを、リースの場合はリース期間(始期と終期)を記入すること。

リース契約に関する申出書

大分県知事 殿

上の通番()の建設機械については、リース契約が今回申請を行う審査基準日から1年7か月以内に終了しますが、リース契約の更新、延長及び買い取りを予定していることを申し出ます。なお、この申し出の内容を履行しなかった場合(廃車等やむを得ないと認められる場合を除く)は、虚偽の申請を行ったとして、建設業法の規定に基づく監督処分の対象になることを了承します。

上記に該当する場合はレ点(チェックマーク)を記入してください。

チェック欄 ☐

(8) 継続雇用制度の適用を受けている技術職員名簿の記入例

様式第3号

※申請を行う技術職員の中に継続雇用制度の適用を受けている65歳以下の者がいる場合に作成、添付する

(用紙A4)

継続雇用制度の適用を受けている技術職員名簿

建設業法施行規則別記様式第25号の14・別紙2の技術職員名簿に記載した者のうち、下表に掲げる者については、審査基準日において継続雇用制度の適用を受けていることを証明します。

地方整備局長

令和 7年 2月 3日

北海道開発局長

大分県 知事 殿

住 所 大分県大分市大手町3丁目1番1号

商号又は名称 株式会社 大分建設工業

代表者氏名 代表取締役 豊後 太郎

通番	氏 名	生年月日
5	高崎 花子	S 3 8 . 1 0 . 0 3

※別紙2技術職員名簿に記載した者のうち、審査基準日において高齢者雇用安定法に基づく継続雇用適用制度の適用を受けている者(65歳以下の者に限る)について、別紙2技術職員名簿に記載の通番、氏名及び生年月日を記入すること。

※継続雇用制度について定めた労働基準監督署の受付印のある就業規則の写しを添付すること。

記載要領

- 1 「 地方整備局長
北海道開発局長 については、不要のものを消すこと。
知事」
- 2 規則別記様式第25号の14・別紙2の技術職員名簿に記載した者のうち、審査基準日において継続雇用制度の適用を受けている者(65歳以下の者に限る。)について記載すること。
- 3 通番、氏名及び生年月日は、規則別記様式第25号の14・別紙2の記載と統一すること。

※ 技術職員名簿及び様式第4号に記載した技術者のうち、CPD単位を取得した者については、参考資料として「CPD単位内訳一覧表」の提出をお願いします。

※ 一覧表は、技術職員名簿に記載した技術者から記入し、その後に様式第4号に記載した技術者を記入してください。

-50-

様式第5号

年 月 日

申請者名

審査基準日以前において認定能力評価基準により評価を受けている場合、その最も新しい評価を受けた日を記入

技能者名簿

[illegible]

記載要領

項番50の
「技能者数」と一致する

項番50の
「技能レベル向上者数」
と一致する

項番50の
「控除対象者数」と
一致する

- この表は、審査基準日における許可を受けた建設業に従事する職員のうち、審査基準日以前三年間に、建設工事の施工に従事した者であって、建設業法施行規則第十四条の二第二号チ又は同条第四号チに規定する者（ただし、建設工事の施工の管理のみに従事した者は除く。）について作成する。
- 「評価日」の欄には、技能者が審査基準日以前において認定能力評価基準により評価を受けている場合、その最も新しい評価を受けた日を記載すること。
- 「レベル向上の有無」の欄には、審査基準日以前三年間に、能力評価基準により受けた評価の区分が、審査基準日の三年前の日以前に受けた最新の評価の区分より1以上上位であった者に該当する場合に、○印を記載すること。
- 「控除対象」の欄には、審査基準日の3年前の日以前に能力評価基準により評価が最上位の区分に該当するとされた者の場合に、○印を記載すること。
- 本表の最後の行には、作成対象となる技能者、「レベル向上の有無」の欄に○印が記載された者、「控除対象」の欄に○印が記載された者、それぞれの合計人数を記載すること。

とび・土工・コンクリート工事及び塗装工事分類表

許可番号 第 012345 号

商号又は名称 株式会社大分建設工業

※とび・土工・コンクリート工事及び塗装工事を申請していない場合は添付不要です。

2年平均・3年平均
※どちらかに○をすること。

〈とび・土工・コンクリート工事〉

区 分	工 事 内 容	完 成 工 事 高 (千円)		
		審査基準日以前24(36)ヶ月間の決算(基準決算を除く)	基準決算	平 均
		(A)	(B)	(C)
と び 工 事	とび工事、足場等仮設工事、鉄骨組み立て工事		700	233
くい打ち工事	くい工事、くい打ち工事、場所打くい工事、くい抜き工事、地滑り防止工事			
コンクリート工事	コンクリート打設工事、コンクリート圧送工事、プレストレストコンクリート工事、コンクリートブロック据付工事	9,011	1,500	6,507
法 面 工 事	地滑り防止工事、吹付け工事、植生工事、のり枠工事、擁壁工事、編簾工事、アンカー工事	33,336	4,800	23,824
道 路 付 属 物 設 置 工 事	ガードレール工事、カーブシアー工事、交通標識設置工事			
その他土工工事	土工事、掘削工事、根切り工事、築設工事、盛土工事、捨石工事、外構工事、はつり工事、土留め工事、仮締切り工事、フェンス設置工事、ひき工事	22,760	9,700	18,407
合 計		65,107	16,700	48,971

〈塗装工事〉

区 分	工 事 内 容	完 成 工 事 高 (千円)		
		審査基準日以前24(36)ヶ月間の決算(基準決算を除く)	基準決算	平 均
		(A)	(B)	(C)
一 般 塗 装	塗装工事、溶材工事、ライニング工事、布張り仕上工事	1,530	2,035	1,698
鋼構造物塗装	鋼構造物塗装工事			
路 面 表 示	路面表示工事	828	1,486	1,048
合 計		2,358	3,521	2,746

「工事種類別完成工事高(20002帳票)」の平均完成工事高について選択した方を囲む

工事種類別完成工事高の「法面処理」、「塗装工事」の合計と一致させること

1. 基準決算、審査基準日以前24ヶ月間又は36ヶ月間の決算(基準決算を除く。)の完成工事高、その平均完成工事高をそれぞれの区分に従い分類し、該当区分の完成工事高及び当該工事の平均完成工事高の合計額に對する比率を記載すること。

2. 2年平均を選択した場合は、 $C = (A + B) \div 2$ となる。

工事種類別完成工事高の「とび・土工・コンクリート工事」の合計と一致させること

3. 3年平均を選択した場合は、 $C = (A \times 2 + B) \div 3$ となる。

(65,107 × 2 + 16,700) ÷ 3 = 48,971(千円未満を四捨五入)。
内訳も四捨五入とするが、合計と合致するように調整すること。

4. 基準決算及び審査基準日以前24(36)ヶ月間の決算それぞれの合計額は、工事種類別完成工事高のそれと必ず一致すること。

5. とび・土工・コンクリート工事の法面工事及び合計、塗装工事の合計それぞれの平均額は、必ず千円未満は四捨五入して記載すること。

国・地方公共団体以外で公共工事と取り扱う発注機関

(法人税法別表第1公共法人の表)

令和3年8月1日現在

名 称	根 拠 法
沖縄振興開発金融公庫	沖縄振興開発金融公庫法(昭和47年法律第31号)
株式会社国際協力銀行	会社法及び株式会社国際協力銀行法(平成23年法律第39号)
株式会社日本政策金融公庫	会社法及び株式会社日本政策金融公庫法(平成19年法律第57号)
港務局	港湾法
国立大学法人	国立大学法人法(平成15年法律第112号)
社会保険診療報酬支払基金	社会保険診療報酬支払基金法(昭和23年法律第129号)
水害予防組合	水害予防組合法(明治41年法律第50号)
水害予防組合連合	
大学共同利用機関法人	国立大学法人法
地方公共団体金融機構	地方公共団体金融機構法(平成19年法律第64号)
地方公共団体情報システム機構	地方公共団体情報システム機構法(平成25年法律第29号)
地方住宅供給公社	地方住宅供給公社法(昭和40年法律第124号)
地方税共同機構	地方税法
地方道路公社	地方道路公社法(昭和45年法律第82号)
地方独立行政法人	地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)
独立行政法人(その資本金の額若しくは出資の金額の全部が国若しくは地方公共団体の所有に属しているもの又はこれに類するものとして、財務大臣が指定をしたものに限る。)	独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)及び同法第1条第1項(目的等)に規定する個別法
土地開発公社	公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律第66号)
土地改良区	土地改良法(昭和24年法律第195号)
土地改良区連合	
土地区画整理組合	土地区画整理法(昭和29年法律第119号)
日本下水道事業団	日本下水道事業団法(昭和47年法律第41号)
日本司法支援センター	総合法律支援法(平成16年法律第74号)
日本中央競馬会	日本中央競馬会法(昭和29年法律第205号)
日本年金機構	日本年金機構法(平成19年法律第109号)
日本放送協会	放送法(昭和25年法律第132号)

名 称	根 拠 法
公益財団法人JKA	建設業法施行規則第18条
国立研究開発法人科学技術振興機構	
国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構	
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	
国立研究開発法人理化学研究所	
首都高速道路株式会社	
消防団員等公務災害補償等共済基金	
新関西国際空港株式会社	
地方競馬全国協会	
中間貯蔵・環境安全事業株式会社	
東京地下鉄株式会社	
東京湾横断道路建設事業者	
独立行政法人環境再生保全機構	
独立行政法人勤労者退職金共済機構	
独立行政法人中小企業基盤整備機構	
独立行政法人農業者年金基金	
中日本高速道路株式会社	
成田国際空港株式会社	
西日本高速道路株式会社	
日本私立学校振興・共済事業団	
日本たばこ産業株式会社	
日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和59年法律第85号)第1条第1項に規定する会社及び同条第2項に規定する地域会社	
農林漁業団体職員共済組合	
阪神高速道路株式会社	
東日本高速道路株式会社	
本州四国連絡高速道路株式会社	
旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律(昭和61年法律第88号)第1条第3項に規定する会社 ※通称、JR四国、JR北海道、JR貨物が対象。	

「部落差別の解消の推進に関する法律」 をご存知ですか？

～ 部落差別は許されないものであるという認識のもと、
一人ひとりの人権が尊重される社会の実現を目指しましょう。 ～

部落差別とは

日本には、特定の地域出身であることや、そこに住んでいることを理由に結婚に反対されたり、就職などの日常生活で差別を受けたり、インターネット上に心ない誹謗中傷が書き込まれるなどの差別を受けている人がいます。

これが部落差別であり、これを原因とする社会問題を部落差別（同和）問題といいます。

部落差別のない社会の実現に向けて

部落差別（同和）問題の解決に向けては、これまでの長年の取組によって生活環境や産業基盤の整備などの面で格差の解消が進み、また、社会の様々な分野で人権尊重意識の醸成も進められてきました。しかし、いまだに、結婚・就職差別や差別発言、インターネット上での差別的情報の流布が発生するなど解決にいたっていません。

このような中、部落差別は許されないものであるとの認識のもと「部落差別の解消の推進に関する法律」が平成28年12月16日に施行されました。

「部落差別の解消の推進に関する法律」（平成28年法律第109号）

（目的）

第一条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

（法律の全文は大分県人権尊重・部落差別解消推進課サイトをご覧ください）



こころちゃんの部屋においでよ！
こころちゃんの部屋 で検索
<https://www.pref.oita.jp/site/kokoro/list1218-24061.html>



大分県人権啓発イメージキャラクター こころちゃん

大分県生活環境部
人権尊重・部落差別解消推進課
☎ (097) 506-3172

大分県教育庁
人権教育・部落差別解消推進課
☎ (097) 506-5554

大分県人権教育・啓発推進協議会
（事務局 県人権尊重・部落差別解消推進課内）
☎ (097) 506-3177

人権相談ダイヤル

みんなの人権 110番
子どもの人権 110番
女性の人権ホットライン

TEL 0570-003-110
TEL 0120-007-110
TEL 0570-070-810

差別の解消を目的とした 3つの法律が施行されています。

- ・ 障害者差別解消法（平成28年4月1日施行）
- ・ ヘイトスピーチ解消法（平成28年6月3日施行）
- ・ 部落差別解消推進法（平成28年12月16日施行）



事業者による障がいのある人への「合理的配慮」の 提供が義務化されました（改正障害者差別解消法 令和6年4月1日施行）

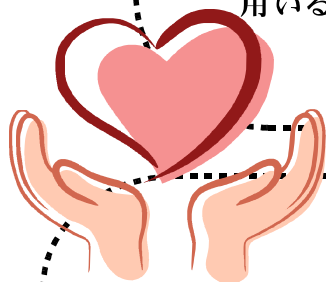
障害者差別解消法（「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」）では、障がいがある人への「不当な差別的取扱い」を禁止し、「合理的配慮」及び「環境の整備」を行うこととしています。

（「不当な差別的取扱い」の具体例）

- ・ 対応の順序を後回しにする。
- ・ 本人を無視して、介助者や付添人だけに話しかける。

（「合理的配慮」の具体例・・・国や地方公共団体は義務、事業者は努力義務）

- ・ 障がいのある人の障がい特性に応じて、座席を決める。
- ・ 筆談、読上げ、手話など障がいの特性に応じたコミュニケーション手段を用いる。
- ・ 意思疎通のため、絵や写真カード、ICT機器（タブレット端末）等を活用する。



ヘイトスピーチ、許さない！

ヘイトスピーチ解消法（「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」）が施行されています。

ヘイトスピーチ（増悪表現）とは

近年、特定の民族や国籍の人々を排斥する言動（ヘイトスピーチ）に社会的関心が集まっています。ヘイトスピーチは、主に街頭デモやインターネット上で行われ、被害者の心を傷つけるだけでなく、外国人への偏見や差別意識につながりかねません。

これらの行動は、いかなる場合においても正当化することができない人権侵害です。在留外国人も日本社会を構成する重要な一員ですから、ヘイトスピーチは根絶しなければならない問題です。





【書類の郵送先・問い合わせ先】

(住所)

〒870-8501

大分市大手町3-1-1

大分県庁土木建築企画課 建設業指導班

(電話)

097-506-4516

(FAX)

097-506-1770

(メールアドレス)

a17000@pref.oita.lg.jp